

体験教育旅行における  
受入組織の持続的要件に関する研究  
-住民主体と行政主体の受入組織の比較分析-

2015

坊 安恵

# 体験教育旅行における受入組織の持続的要件に関する研究

## -住民主体と行政主体の受入組織の比較分析-

### 目次

序章 本研究の背景及び目的	1
第1章 農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行	6
第1節 はじめに	
第2節 農村における地域のコミュニティ機能の低下と課題	
第3節 農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行の概要	
(1) 体験教育旅行の経緯と位置付け	
(2) 体験教育旅行の受入組織の類型化	
(3) 体験教育旅行における受入家庭の分類	
第4節 本研究における事例の地域概要	
(1) 滋賀県東近江市(愛東地区と永源寺地区)	
(2) 滋賀県蒲生郡日野町	
(3) 全国及び滋賀県からみた事例の現状	
(4) 事例の選定理由	
第2章 体験教育旅行における受入家庭の普及過程に関する研究	34
—滋賀県東近江市愛東地区を事例として—	
第1節 はじめに	
第2節 東近江市の体験教育旅行の受入実績	

(1) 東近江市の受入状況

(2) 愛東地区の特徴

### 第3節 愛東地区における受入家庭の普及過程

(1) 受入家庭の概要と体験教育旅行の受入目的

(2) 受入家庭の普及過程に関する分析

1) 受入家庭の勧誘経路の特徴

2) 勧誘者4名と被勧誘者との二者間関係分析

3) 受入開始時期別にみた普及における二者間関係

### 第4節 愛東地区における受入家庭の普及の特徴

## 第3章 体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題

46

—行政主体の受入組織と比較して—

### 第1節 はじめに

### 第2節 両地域における体験教育旅行の受入組織の展開過程

(1) 日野町の体験教育旅行

(2) 東近江市の体験教育旅行

### 第3節 行政主体・住民主体別にみた受入組織の3要素に関する比較

(1) 行政主体・住民主体別にみた体験メニューの提供に関する比較

(2) 行政主体・住民主体別にみた受入組織の体制作りに関する比較

(3) 行政主体・住民主体別にみた受入組織のコーディネートに関する比較

### 第4節 住民主体の受入組織における対内的機能の課題

## 終章 要約と結論

58

## 序章 本研究の背景及び目的

1992年、「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」において、グリーン・ツーリズムが政策用語として提起されてから早20年が過ぎた今日、農村、特に中山間地域の農村においては、過疎化・高齢化の進行による人と人、人と組織、更には人と地域とのつながりの希薄化等が問題となっており、農村における地域のコミュニティ機能の低下により、限界集落等地域のコミュニティの存続が困難な状況が顕在化している。また、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等による農業生産機能の低下はもちろんのこと、農業・農村が有する多面的機能の低下する状況が露呈している。農村における地域のコミュニティ機能の低下を解決する取組、つまり、地域のコミュニティ維持・再生の取組を、危機感を持った行政の多くが行政主導で実施している。

これら農村が抱える深刻な問題を解決するため、農政においても農村振興策の重要な柱の一つとして位置付けられているグリーン・ツーリズムに取り組む自治体や地域、組織が増加している。また、全国各地では地域の実情に合わせたグリーン・ツーリズムが展開していることにより、この20年の間に多様な形態の取組へと発展している。その取組の1形態として農家民宿・民泊<sup>1)</sup>がある。農家民宿は旅館業法上の簡易宿所に相当するため、その開業には消防法や食品衛生法等の厳しい規制に適合した対応が求められていた。これに対して、大分県安心院町（現宇佐市）の「草の根型」の実践である農村民泊が、2002年、大分県生活環境部による規制緩和を引き出したことを契機に、国および県レベルで農家民宿の開業等に関わる各種法律の規制が徐々に緩和されている。このことを受け、全国的に規制緩和に対応した農家民宿の開業が促進され、個々で開業を行う農家民宿を始め、地域全体で農家民宿を活用した宿泊体験型の受入に取り組む地域が増加している傾向にある<sup>2)</sup>。また、近年では、体験教育旅行の受入に限り、都道府県レベルで許可されている農家民泊

をも利用した体験教育旅行の受入事業に地域全体で取り組む地域が多くみられる。農村留学、セカンドスクール、自然学校等の取組により、農家での宿泊体験と農業体験が子どもの生きる力に重要な役割を果たすことが報告されている<sup>3)</sup>。

一方、教育現場では、1996年に文部省（現在の文部科学省）が学習指導要領に記載した「生きる力」が重視されている。また、2008年には閣議決定された教育振興基本計画において、自然体験活動や集団宿泊体験活動の実施が生きる力を育む方策の1つとして大きな期待が寄せられており、農業・農村が有する多面的機能の1つである教育機能を持つ農村が子どもの生きる力を養う場として注目されている。

これらを受けて、2008年から、総務省・文部科学省・農林水産省の3省連携で「子ども農山漁村交流プロジェクト（以下、子プロ）<sup>4)</sup>」事業が開始されている。この事業において、総務省は地域活性化等の観点から地方単独事業の支援事業、文部科学省は子どもたちの生きる力の育成事業、農林水産省は農山漁村の活性化対策事業の1つとして位置付けている。子プロでは農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行が積極的に支援されていることもあり、受入側の農村では、先進地が牽引する形で全国各地に子プロに取り組む体験教育旅行の受入組織が増加している<sup>5)</sup>。なお、鈴村<sup>6)</sup>は小中学生を対象とした農家民宿・民泊を含む一連の農林漁業体験プログラムを体験教育旅行と位置付けており、本論文でもこの定義に基づいて体験教育旅行の受入組織について分析する。

地域のコミュニティ維持・再生の観点からも、事業の持続性が求められている体験教育旅行の受入事業を展開する上で受入地域である農村に必要なことには、以下の点が挙げられる。すなわち、受入農家民宿・民泊、つまり受入家庭の確保、受入地域側のコーディネート組織である受入組織の体制整備2点である<sup>7)</sup>。

体験教育旅行に関する研究には、鈴村（2009）、鈴村他（2010）、山田（2008a, 2008b）、佐藤（2008, 2010）らによる研究がみられる。この中では子どもの学習効果に関する研究が多く、一部に、体験教育旅行の受入による地域活性化に関する研究はみられる。しかし、

子どもたちを受入れる農家民宿・民泊に関する研究は極めて少ない。また体験教育旅行を実践する場合、受入家庭の確保が必要であるが、農家民宿・民泊の研究においては、中尾（2008, 2009）、大江（1997）、佐藤（2009）らによる研究がみられるものの、農家民宿・民泊と農政との関わりや経営視点からの研究はあるが、体験教育旅行の受入家庭としての農家民宿・民泊に関する研究はみられない。また、体験教育旅行の受入組織に関する研究についても事例報告の一部で実態が把握できる程度である。佐藤（2010）による研究において行政主導と住民主導の受入地域についての比較研究はあるものの、持続的な受入組織の在り方までは言及されていない。従って、体験教育旅行の農家民宿・民泊の普及に関する記述は、事例報告の一部としてみられるが、それによれば、農家民宿・民泊の普及については、行政（市町村自治体）がリーダーシップを発揮して進めているところが多い<sup>8)</sup>。しかし、国の支援事業に対応して、わずかではあるが、今日、住民が主体となって農家民宿・民泊を普及する地域もみられており、今後、そうした地域も増えると考えられる。

次に、体験教育旅行の受入事業の展開条件として重要な受入組織の体制・運営に焦点をあてることとする。鈴木（2009）は、受入地域側の農家の組織化や体験教育旅行の企画・運営、旅行会社との交渉等を担う組織をコーディネート組織としている。この組織の役割を詳細にみると、その機能は、地域内の受入家庭の組織化等を行う「対内的機能」と旅行会社等外部との交渉等を行う「対外的機能」に分類することが出来る。本論文では、この対内的機能を持つコーディネート組織を「受入組織」とする。更に、受入組織の運営をみると、旅館業法をはじめとする法的障壁の存在により行政主体によって受入家庭数の確保が行われている組織が大多数ではあるが、一部では行政は関わるものの、住民が主体的に受入家庭数の確保や受入調整を行う組織も全国的には少ないが存在する。本論文では、前者の動きを行政主体、後者の動きを住民主体の受入組織と定義する。なお、行政主体という表現に関して、実態に即すならば、行政主導という表現が適切だが、住民主体に対する比較対象であることを強調して、行政主体と表現する。

体験教育旅行の受入組織における主体の違いにより、それぞれの地域における受入組織の体制・運営が異なると考えられる。その理由として、以下の点が指摘できる。組織運営は、主導する担い手、すなわちリーダーの理念によるところが大きく、行政主体の場合、担当職員の移動等により主導體制に変化が生じ、一貫した組織運営が実行できないと考えられる。これに対し、住民主体ではリーダーが変わらなければ、組織運営が大きく変わることはないと考えられる。また、地方自治法において営利活動の制約がある行政主体の受入組織については、独立採算制の組織の運営・展開は容易ではない。従って、住民主体の受入組織がコミュニティビジネスとして成立できれば、体験教育旅行の受入組織の持続性は高まることが期待できる。

そこで、本論文では、体験教育旅行の特性把握をした上で、農村での体験教育旅行の受入が持続するための要件を研究する目的で、受入家庭の確保を担う受入組織の在り方について考察する。体験教育旅行の持続的な受入には、主体的な住民の関与・参画が不可欠であると考えられるが、行政主導で受入を開始している地域が多数みられる現状を踏まえ、本論文では、住民主体と行政主体の受入組織を比較する方法で行う。事例として、行政主体の事例には滋賀県蒲生郡日野町の受入組織である三方よし！近江日野田舎体験推進協議会を用い、住民主体の事例には東近江市愛東地区・永源寺地区にある愛のまち民泊推進協議会と奥永源寺振興協議会を用いる。両事例は、地理的に隣接し、体験教育旅行の開始時期もほぼ同じであるため、社会的背景の共通性が高く、それにより生じる差は小さいと考えられる。全国的にもこのような地域は珍しい。最後に、本論文で分析に用いるデータは、2011年8月から2013年9月の期間に複数行った各市町の受入組織、行政、受入家庭へのヒアリング調査から得たデータと既存文献、各種統計資料を用いる。

## 註

- 1) 農家民宿とは、規制緩和も含む旅館業法に基づく営業許可を取得した農林漁家での宿泊体験活動のことである。なお、旅行業に基づく営業許可を取得していない農林漁家へのホームステイ形式での宿泊体験活動は、農家民泊といわれており、継続的に「生業」として人を宿泊することは出来ず、体験教育旅行の受入に限ることが多い（全国農業協同組合中央会ら：2009：p.66，農山漁村文化協会：2008：pp.26-27）。
- 2) 青木（2010），佐藤（2009，2010），中尾（2008，2009），鈴木他（2013）を参照。
- 3) 佐藤（2008，2010），山田（2008a）p.3を参照。
- 4) 子プロとは、2008年から5年後以降において、全国23,000校の小学5年生120万人を農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を推進する事業のことである。事業開始後より全小学校での展開を目指し、展開していた事業であるが、民主党政権下の2009年11月11日、行政刷新会議の事業仕分けにて、文部科学省側の事業規模が縮小(定額補助率が1/3)され、翌12日には農林水産省の事業規模が縮小された。
- 5) 佐藤（2010）pp.13-18，鈴木（2009）pp.41-46，農山漁村文化協会（2008）pp.12-13，農林水産省（2008）p.1を参照。
- 6) 鈴木（2009：p.41）によれば、小中学生を対象とした農家民泊を含む一連の農林漁業体験プログラムを「農林漁業体験教育旅行＝体験教育旅行」と位置付けている。
- 7) 農林水産省農村振興局（2008）pp.6-41を参照。
- 8) 都市農山漁村交流活性化機構（2010）における事例をみても、行政が窓口になって受入れている。



## 第1章 農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行

### 第1節 はじめに

本章においては、農村サイドの体験教育旅行の受入背景である農村における地域のコミュニティ機能の低下と課題について整理した上で、農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行の経緯と位置付けを先行研究や文献より明らかにする。また、体験教育旅行の受入には受入組織の存在が必須であるため、先行研究や文献より主体別にみた受入組織の類型化を行う。体験教育旅行の受入家庭の形態を整理し、滋賀県での受入家庭の実態を明らかにする。最後に、受入組織に類型化より本研究における事例の位置付けと選定理由を述べる。

### 第2節 農村における地域のコミュニティ機能の低下と課題

日本の人口は、2005年に戦後初めて減少局面に突入した。また、1995年に15歳未満の割合と65歳以上の割合が逆転して以降、日本社会は少子高齢化の進行を抑止できていない状況である(図1-1)。一方、農村においても、高度経済成長期以降の1960年代に過疎化の問題が顕在化し、1970年の過疎地域対策緊急措置法の制定を始めとする様々な対策が講じられているにもかかわらず、過疎化・高齢化による農家数の減少、資本化や都市化に伴う混住化や兼業化の進展等も相重なって、地域のコミュニティの存続が危ぶまれる程の深刻な社会的問題となっている<sup>1)</sup>。特に、中山間地域の農村では限界集落の増加が顕著であり、更に、将来的には消滅集落になりうる可能性がある<sup>2)</sup>と推定されており、事態は逼迫している。それにより、森林の荒廃や耕作放棄地の拡大等<sup>3)</sup>がもたらされており、食料供給・環境

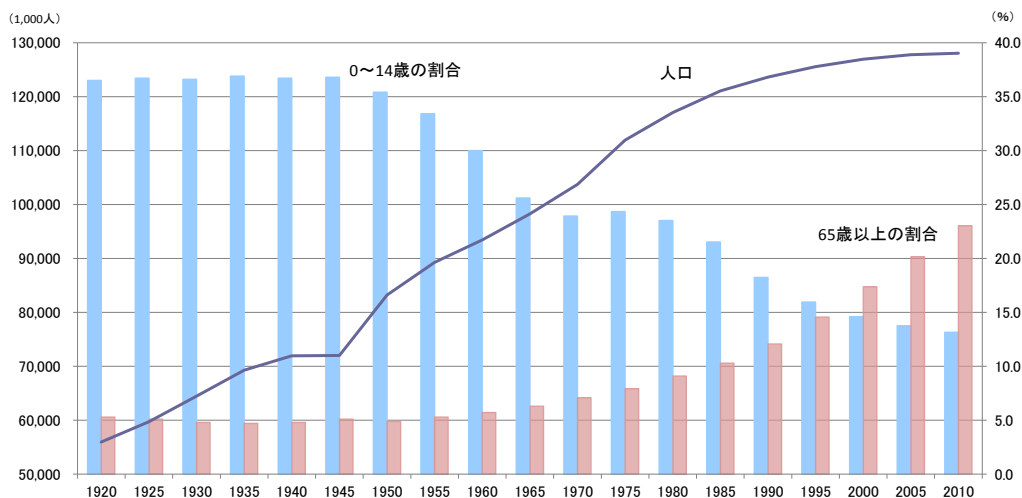


図 1-1 日本の人口推移と0~14歳と65歳以上の割合の推移

資料:総務省「国勢調査」より筆者作成.

保全・国土保全の観点より国はもとより地方自治体の喫緊の対応を要しているのが実態である。また、農村集落においては、医療・教育・雇用等の生活機能の低下や、人と人、人と組織、更には人と地域とのつながりの希薄化等により資源管理や生活扶助等のコミュニティ機能の低下が喫緊の課題となっている。つまり、農村での生活や集落活動の維持が困難な状況に直面しており、地域のコミュニティ機能の低下が深刻化している。

農業地域類型別の人口及び高齢化率の推移は表 1-1 に示す通りである。農業地域類型とは、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（DID 面積<sup>2)</sup>、人口密度、宅地、耕地および林野の割合）に基づき、都市的地域>山間農業地域>平地農業地域・中間農業地域の決定順位で旧市町村<sup>3)</sup>を区分したものである。つまり、都市的地域は DID 面積のある地域、平地農業地域は林野率が 50%未満かつ耕地率 20%以上の地域、中間農業地域は平地農業地域と山間農業地域の間にある地域、山間農業地域は林野率が 80%以上の地域のことである<sup>4)</sup>。

2010 年における農業地域類型別の人口は、都市的地域に 10,077 万人、平地農業地域に 1,260 万人、中間農業地域に 1,086 万人、山間農業地域に 384 万人となっており、78.7%が都市的地域に集中している。また、2000 年と比較すると、都市的地域は 3.3%増加しているが、平

表 1-1 農業地域類型別の人口及び高齢化率の推移 (単位:万人, ポイント)

	2000年	2010年	2010年の構成比	増減率*
都市的地域	9,759 (18.4%)	10,077 (21.3%)	78.7%	3.3% (2.9)
平地農業地域	1,306 (23.0%)	1,260 (25.8%)	9.8%	-3.5% (2.9)
中間農業地域	1,177 (26.8%)	1,086 (29.7%)	8.5%	-7.7% (2.8)
山間農業地域	451 (31.9%)	384 (34.8%)	3.0%	-14.9% (2.9)
計	12,693 (17.4%)	12,806 (23.0%)	100.0%	0.9% (5.6)

資料:総務省「国勢調査」を基に農林水産省が作成したデータに基づき筆者作成。

註:( )内は高齢化率を示している。

増減率とは、2000年当時と2010年を比較した割合を示している。

地農業地域は 3.5%、中間農業地域は 7.7%、山間農業地域は 14.9%とそれぞれ減少していることから、都市的地域への人口流入の実態と一致していることが確認できる。

次に、2010年の高齢化率を農業地域類型別にみると、都市的地域は 21.3%、平地農業地域は 25.8%、中間農業地域は 29.7%、山間農業地域は 34.8%となっており、山間農業地域の高齢化が突出していることがわかる。また、2000年と比較すると、すべての農業地域における高齢化率は約 3 ポイント上昇しており、全国的な高齢化の進行と一致しており、都市より農村で、農村の中でも中山間地域で、高齢化の進行がより深刻な状況にあることがわかる。

このような状況は、農業活動を中心としたイエとイエとが地縁的・血縁的につながった農業集落を基礎的な地域単位で形成・維持されている農村社会に大きな影響を及ぼす。農業集落は、地域資源の維持管理、農業生産の相互補完、生活相互扶助等のコミュニティ機能を有している。平たくいえば、農村のコミュニティ内では、農地や農業水利施設の維持管理、農機具等の共同利用、農産物の共同出荷等の農業生産面以外にも、集落共同施設の利用、消防団等の組織的自衛、村の祭祀の遂行、冠婚葬祭や共同作業による生活相互扶助

が行われており、またその他生活面に及ぶ密接な結びつきの下、様々な慣習がある中で行政の末端組織として機能している。従って、このコミュニティ機能の低下は、産業としての農業の衰退だけではなく、農業・農村が有する多面的機能の低下・喪失につながることを意味する。すなわち、食料安全供給以外にも、国土保全（土砂災害の防止等）や、水源の涵養（地表の降水が地下に浸透し、地下水になる過程で浄化される機能）、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承、生きる力の育成等、多くの役割を果たす農業・農村が有する多面的機能は、農村だけでなく都市住民も含めた日本全体に恩恵があるため、農村集落の後退化・衰退化を阻止する必要がある<sup>5)</sup>。

この農村集落の後退化・衰退化に危機感を持ち、地域のコミュニティ維持・再生の取組としてグリーン・ツーリズムに取り組む事例が日本各地で確認できる。農村で展開されているグリーン・ツーリズムは、地域活性化や地域振興を目的に地域資源を利活用した地域づくりの一環であることが多く、また、地域のコミュニティ機能の低下抑制効果が高いため、主に行政主体で実施されていることが多い。

最後に、研究対象地である滋賀県の地域の現状をみることにする。全国と滋賀県におけ

**表 1-2 全国と滋賀県における人口・世帯数・少子化率・高齢化率の推移**

(単位:人,世帯,%)

		1985	1990	1995	2000	2005	2010
人口	全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
		<u>100</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	<u>105</u>	<u>106</u>	<u>106</u>
滋賀県		1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777
		<u>100</u>	<u>106</u>	<u>111</u>	<u>116</u>	<u>119</u>	<u>122</u>
世帯数	全国	37,979,984	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307
		<u>100</u>	<u>107</u>	<u>116</u>	<u>123</u>	<u>129</u>	<u>136</u>
滋賀県		319,515	350,673	394,271	439,370	477,645	517,049
		<u>100</u>	<u>110</u>	<u>123</u>	<u>138</u>	<u>149</u>	<u>162</u>
少子化率	全国	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	13.1
	滋賀県	23.4	20.4	18.0	16.4	15.5	15.1
高齢化率	全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8
	滋賀県	10.8	12.1	14.1	16.1	18.1	20.7

資料:国勢調査に基づき筆者作成。

註:     の数値は、1985年当時を100とした時の指数である。

表 1-3 農業地域類型別にみた農業集落数

(単位:集落)

	都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
全国	30,761 22.1%	36,246 26.0%	45,894 33.0%	26,275 18.9%	139,176 100%
滋賀県	417 26.9%	614 39.6%	332 21.4%	186 12.0%	1,549 100%

資料:2010年農林業センサスに基づき筆者作成.

註:下段は構成比を示している.

る人口・世帯数・少子化率・高齢化率の推移は表 1-2 に示した通りである。表 1-2 より 2010 年における滋賀県の人口は全国の人口の 1.1%にあたる 1,410,777 人であり、世帯数は全国の 1.0%にあたる 517,049 世帯である。また、2010 年の滋賀県の少子化率は 15.1%と全国の 13.1%より高く、高齢化率は 20.7%と全国の 22.8%より低い。つまり、全国的にみれば、滋賀県の人口と世帯数は全国よりも順調に増加しており、少子化は全国と同様の減少傾向である一方で、高齢化は全国的な増加傾向よりも鈍化していることが確認できる。そのため、全国の多くの自治体と比較すると、滋賀県の自治体、つまり、行政が持つ地域のコミュニティ機能の低下等の問題意識や危機感は相対的に希薄であると推察できる。また、農業地域類型別にみた滋賀県の中山間地域にある集落の割合が 33.4%と全国の 51.9%よりも 18.5 ポイント低いことも中山間地域の割合の低さも問題意識や危機感の希薄に付随する要因の 1 つとして考えられる (表 1-3)。

全国と滋賀県における総農家数・経営耕地面積・兼業化率の推移は表 1-4 に示した通りである。表 1-4 より滋賀県における総農家数・経営耕地面積・兼業化率の推移は表 1-2 の人口・世帯数・少子化率・高齢化率の推移と異なり、全国推移とほぼ同様に減少傾向にあることが確認できる。また、平地農業地域である滋賀県の農業の特徴は、高い兼業化率<sup>6)</sup>、水稲中心<sup>7)</sup>、麦・大豆等の転作作物の栽培、全国トップクラスの農業機械普及率が挙げられる。これらを可能とする要因は、京都・大阪等の都市圏への通勤・通学圏内という地理的要因、

表 1-4 全国と滋賀県における総農家数・経営耕地面積・兼業化率の推移

(単位:戸, ha, %)

		1985	1990	1995	2000	2005	2010
総農家数	全国	4,376,013	3,834,732	3,443,550	3,120,215	2,848,166	2,527,948
			<u>-12.4</u>	<u>-21.3</u>	<u>-28.7</u>	<u>-34.9</u>	<u>-42.2</u>
滋賀県	71,565	61,255	54,346	48,719	43,363	36,017	
		<u>-14.4</u>	<u>-24.1</u>	<u>-31.9</u>	<u>-39.4</u>	<u>-49.7</u>	
経営耕地面積	全国	4,576,755	4,361,168	4,120,279	3,883,943	3,608,428	3,353,619
			<u>-4.7</u>	<u>-10.0</u>	<u>-15.1</u>	<u>-21.2</u>	<u>-26.7</u>
滋賀県	55,122	52,263	50,073	47,793	44,180	40,134	
		<u>-5.2</u>	<u>-9.2</u>	<u>-13.3</u>	<u>-19.9</u>	<u>-27.2</u>	
兼業化率	全国	85.0	84.1	83.9	81.8	77.4	72.3
	滋賀県	96.2	95.6	94.8	92.9	89.6	86.9

資料:農業センサスに基づき筆者作成。

註:    の数値は、1985 年を当時と比較した増減率を示している。

企業誘致による雇用創出の成功という恵まれた就業環境要因、農外所得により向上した農家所得要因、高い水田整備率<sup>8)</sup>を保持している圃場整備要因が考えられる。また、集落営農の先進県である滋賀県の集落営農数は、農林水産省の2014年集落営農実態調査によれば、全国2位の856集落(滋賀県の農業集落のうち55.3%にあたる)であり、その活動内容は水稲、麦、大豆の生産・販売や機械の共同所有・利用等が主である。

次に、農業生産活動や地域のコミュニティ機能の維持・再生に大きな役割を果たす寄り合いの開催についてみると、滋賀県では寄り合いを開催した農業集落が96.2%と全国の92.5%よりも3.7ポイント高く、また1農業集落当たりの寄り合いの開催回数も17.8回と全国の10.5回よりも7.3回多い(表1-5)。また、寄り合いの議題内容をみると、農業生産に係る事項、農道・農業用排水路・ため池の管理、集落共有財産・共有施設管理、環境美化・自然環境保全という地域資源の維持管理機能や農業生産の相互補完機能と農業集落内の福祉・厚生という生活相互扶助機能における内容において滋賀県は全国よりも高く、優位性が確認できる(表1-6)。更に農業集落における地域資源の保全状況を見ると、全国的には農地の保全は都市的地域において低いが、山間地域では高い傾向があるが、ため池・湖沼の保全は山間地域では低い傾向にある。これらより滋賀県の集落は全国よりも相対的

に地域資源の保全が行われていることがわかる（表 1-7）。つまり、滋賀県の集落では地域のコミュニティ機能を低下・喪失しない活動が現存・維持されており、住民主体で活動できる素地があるといえる。そのため、全国と比べて行政の危機感が希薄である滋賀県の農村では、地域のコミュニティ維持・再生の観点から住民主体でグリーン・ツーリズムの取組が実施されやすい土壌であるといえる。

表 1-5 寄り合い開催の有無とその回数 (単位:集落, 回)

	計	寄り合いを開催した 農業集落	開催なし	1 農業集落当たり 寄り合いの開催回数
全国	139,176 100%	128,754 92.5%	10,422 7.5%	10.5
滋賀	1,549 100%	1,490 96.2%	59 3.8%	17.8

資料: 2010 年農林業センサスに基づき筆者作成。

註: 下段は構成比を示している。

表 1-6 寄り合いを開催した集落の議題内容 (単位:集落)

	寄り合いを 開催した 農業集落	寄り合いの議題 (複数回答)					
		農業生産に 係る事項	農道・農業 用排水路・ ため池の管理	集落共有 財産・共用 施設の管理	環境美化・ 自然環境 の保全	農業集落行事 (祭り・イベント等) の計画・推進	農業集落内の 福祉・厚生
全国	128,754 100.0%	82,062 63.7%	91,903 71.4%	81,066 63.0%	99,499 77.3%	106,715 82.9%	63,881 49.6%
滋賀	1,490 100.0%	1,332 89.4%	1,363 91.5%	1,129 75.8%	1,280 85.9%	1,237 83.0%	902 60.5%

資料: 2010 年農林業センサスに基づき筆者作成。

註: 下段は構成比を示している。

表 1-7 農業集落における地域資源の保全状況

	農地	森林	ため池・湖沼	河川・水路	農業用排水路
全国	34.6%	19.0%	56.6%	43.6%	73.1%
滋賀県	53.1%	33.2%	56.8%	70.1%	91.4%
都市的地域	18.5%	10.6%	54.5%	37.7%	65.5%
平地農業地域	32.2%	16.0%	59.7%	47.8%	77.3%
中間農業地域	40.9%	21.3%	60.1%	47.0%	75.1%
山間農業地域	45.5%	23.5%	42.8%	38.6%	71.8%

資料：2010 年農林業センサスに基づき筆者作成。

### 第 3 節 農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行の概要

#### (1) 農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行の経緯と位置付け

戦後の日本農政において 1992 年は大きな転換期であった。バブル期の反省を活かし、1992 年に公刊された、農林水産省のグリーン・ツーリズム研究会の中間報告書において、グリーン・ツーリズムが政策用語として提起された。その中で、「都市と農村の相互補完・共生による国土の均衡ある発展を基本目標とした、『緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動』（農村で楽しむゆとりある休暇）」であると明記された。1992 年、「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」で政策導入されたことにより、農村振興策として都市農村交流が位置付けられたことを受け、前節で述べた農村が抱える深刻な問題を解決する 1 つの取組としてグリーン・ツーリズムに取り組む自治体や地域、組織が増加している。また、地域の実情に合わせたグリーン・ツーリズムが各地で展開していることで、この 20 年の間に多様な形態の取組へと発展し、時には、国や都道府県レベルでの法律の規制緩和を引き出し、更に農政の目玉事業になる場合もみられる。その取組の 1 形態として農家民宿・民泊が挙げられる。



農家民宿に関しては、1994年に制定された、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農村滞在型余暇法）の目的を達成する基盤整備の1つとして謳われている。この法律の中で、農山漁村滞在型余暇活動は、「都市住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業体験やその他農林漁業に対する理解を深めるための活動」と明記されている。また、農家民宿にあたる農林漁業体験民宿は、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業の民宿と明記されており、グリーン・ツーリズムの推進において必要不可欠な取組の1つであることがわかる。これを受け、翌95年から農山漁村体験民宿登録制度の運用により、農家民宿が全国的に整備された。

農家民宿の先駆的事例である大分県安心院町（現在の宇佐市）では、1996年から宿泊料を謝礼の形で受取る会員制農村民泊が開始された。これは、一般の旅館業法に抵触しないための苦肉の策として対応であった。この活動は当初、住民主導であったが、住民・行政・議会の三位一体の運動に昇華させることにより、社会的認知を高揚させ、農家民宿に係る各種規制緩和の実現を達成することとなる。2002年3月に大分県生活環境部長が県内保健所長に「グリーン・ツーリズムにおける農家等宿泊に係る旅館業法及び食品衛生法上の取扱について」という文書を通達したことにより、「農山漁村体験旅行に伴う農家等の宿泊施設を原則として旅館業法による簡易宿所営業の許可対象とし、食品衛生法上も自炊型・体験型であれば飲食店営業の許可が不要」とされた。この通達により、会員制農村民泊でも宿泊料が合法的に授受可能になったことを皮切りに、各地での草の根的なグリーン・ツーリズム活動に宿泊体験を組み込んだ活動が加えられて、拡大することとなる<sup>9)</sup>。また、2002年10月に出された内閣の構造改革特区推進本部が決定した「構造改革特区推進のためのプログラム」にも後押しされる形で、2003年以降に農家民宿の開設に係る法律が徐々に規制緩和されている（表 1-8）。これらの規制緩和に触発される形で、全国の農村における農家民宿の開業への動きが活発化している実態を受け、2005年には、改正された農村滞在型余

表 1-8 農家民宿関係の規制緩和の状況

内容	緩和年
1.全国における規制緩和	
①農林漁業が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃 33㎡未満の客室面積でも、簡易宿所営業の許可取得が可能	2003
②農家民宿を行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化 宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題なし	2003
③農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化 農家民宿は自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を追加して販売・広告することは、旅行業法に抵触せず	2003
④農家民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応 地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等の設置義務なし	2004
⑤農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化 小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化	2005
⑥農業生産法人の業務に民宿経営等を追加 農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加	2005
⑦農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大 登録対象を「農林漁業者またはその組織する団体」以外のものが運営するものにも拡大	2005
2.構造改革特区における規制緩和	
農家民宿等によるどぶろくの製造事業の特区（どぶろく特区） 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料としてどぶろくを製造する場合、6klの最低製造数量の適用除外	2003
3.都道府県段階における規制緩和	
農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請 （厚生省、農水省→都道府県等へ要請通知） 既存の家屋で農家民宿を行う場合には、1回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請（家族兼用の調理場を認める等）	2005

資料：農林水産省 HP ([http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose\\_tairyu/k\\_gt/pdf/kisei\\_kanwa.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/kisei_kanwa.pdf)) に基づき筆者作成。

表 1-9 農村滞在型余暇法改正による農家民宿の登録制度の変化

	改正前	改正後
登録対象者	農林漁業者	農林漁業者以外も可能 既存の宿泊施設が地域の農林漁業者と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も可能
登録基準	(財)都市農山漁村交流活性化機構独自のもの	余暇法で明文化 追加された登録基準：体験の内容、保険関係、地元との調整
登録期間	3年	適正な営業を継続されている場合は、3年を超えても継続して登録
登録免許税	課税なし	新規の場合、登録手数料の他に、登録免許税（15,000円）必要
未登録者の看板の使用に関して	未登録者の標識の掲示は禁止 罰則なし	登録者には標識の掲示義務あり 未登録者の掲示の場合は、30万円以下の罰金
登録実施機関	国の指定	国の定めた基準を満たせば、国に登録後、登録実施機関へ登録基準：グリーンツーリズムの企画又は指導等の経験者が2名以上いること等

資料：農林水産省『農林漁業体験民宿の登録制度改正のポイント』に基づき筆者作成。

暇法に定められた登録基準を満たせば、農林漁業体験民宿業者の登録実施機関への登録が可能となっている（表 1-9 参照）。また、2005 年の農業センサスでは、農業経営の取組指標として農家民宿の軒数を把握する項目が追加された程である。なお、財団法人都市農山漁村交流活性化機構が登録実施機関の認証を受けている。

これら政策面における農家民宿の基盤整備や農家民宿の開業・運営に係る規制緩和を受け、全国的に規制緩和に対応した農家民宿の開業が促進され、個々で開業を行う農家民宿をはじめ、地域全体で農家民宿に取り組む地域が増加している。また、近年では、体験教育旅行の受入に限り、都道府県レベルで許可されている農家民泊をも利用した体験教育旅行の受入事業に地域全体で取り組む地域が多くみられる。

一方、教育現場では、1996 年、文部省（現在の文部科学省）が学習指導要領に記載した「生きる力」が重視されている<sup>10)</sup>。また、2008 年には閣議決定された教育振興基本計画において、自然体験活動や集団宿泊体験活動の実施が生きる力を育む方策の 1 つとして大きな期待が寄せられており、農業・農村が有する多面的機能の 1 つである教育機能を持つ農村が子どもの生きる力を養う場として注目されている。教育活動の一環として開始していた山村留学、セカンドスクール、自然学校等は、体験学習が不足している現代の子どもたちに自立する機会や契機を与える取組として実施されており、農家での宿泊体験や農業体験が子どもの生きる力に重要な役割を果たすことが報告されている<sup>11)</sup>。

これらを受け、特に東京都武蔵野市のセカンドスクールや兵庫県の自然学校の実績が 1 つの大きな原動力となり、2008 年には、総務省・文部科学省・農林水産省の 3 省連携による子ども農山漁村交流プロジェクト（以下、子プロ）事業が開始している。子プロとは、農山漁村における宿泊体験活動を全国 2 万 2 千校程度の小学校が取り組むことを推進する事業である。当初の 5 年間では、既に受入実績を豊富に有し、受入経験や知識が他地域の参考となりうる地域でかつ、十分な体制整備が出来ている先導型受入モデル地域が他地域を牽引する形で開始されている。農林水産省農村振興局が作成した「農山漁村における宿

泊体験活動の受け入れのための手引き - 子ども農山漁村交流プロジェクト推進に向けて -」

によると、教育現場側の意義としては、①学ぶ意欲や自立心の育成、②農林漁業等の生産現場への理解と食育、③協調や思いやりの心の醸成、④規範意識の形成等による豊かな人間性や社会性の育成が挙げられている。また、受入地域側の意義として、①子どもたちとの交流による活性化、②子どもたちの真剣なまなざしによる郷土の価値再発見、誇りの醸成、③子どもたちとの交流による生きがいややりがいの創出、④宿泊での収入や体験プログラムの参加費といった地域内の他産業への経済波及効果等が挙げられている<sup>12)</sup>。つまり子プロは、教育現場にとっては、農山漁村で宿泊体験による情操教育や食育という教育的効果、受入地域の農山漁村にとっては、子どもたちとの交流による生きがいの創出と地域活性化という社会的効果と同時に、収入の創出という経済的効果も期待されている事業といえる。

また、子プロ事業は、総務省では地域活性化等の観点から地方単独事業の支援事業、文部科学省では子どもたちの生きる力の育成事業、農林水産省では農山漁村の活性化対策事業の1つとして位置付けており、農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行を積極的に推進している。故に、受入側の農村では、先進地が牽引する形で子プロを含む体験教育旅行の受入に積極的に取り組む地域が急増している<sup>13)</sup>。なお鈴木<sup>14)</sup>によれば、体験教育旅行は、小中学生を対象とした農家民宿・民泊を含む一連の農林漁業体験プログラムと位置付けており、本論文でもこの定義に沿った体験教育旅行の取組について分析する。

体験教育旅行に関する研究には、鈴木（2009）、鈴木他（2010）、鈴木編（2013）、山田（2008a, 2008b）、佐藤（2008, 2010）等による研究がみられるが、子どもの学習効果に関する研究が多い。また一部に、体験教育旅行の受入による地域活性化に関する研究がみられる。

農業・農村が持つ教育力に関する研究には、古くには永田（1990）や陣内（1990）らがある。永田（1990）は、家庭と地域社会の教育力の低下させた社会的・構造的要因を分析

した上で、農業・農村が持つ公益的機能の 1 つである教育力の社会システム形成について理念と政策提案を行っている。また、陣内（1990）は、都市の教育環境の悪化を背景に、山村留学を通して子どもの自然体験の重要性や地域の教育力の重要性を論じている。佐藤（2008, 2010 : pp.27-81）は、子プロの原動力の 1 つとなった武蔵野市セカンドスクール事業の実態と課題を検証する中で、同事業が文部科学省の学習指導要領の変遷等に規定されていること、また体験教育旅行が教育的効果を持っていることを明らかとした上で、本事業が教育現場からの強いニーズに支えられて展開していることを論証している。関ら（2012）、藤村ら（2012）、時ら（2011）等の研究により宿泊体験活動が生きる力を養うことを報告している。

一方で、受入地域及び農家に対する研究については、鈴木（2009）、佐藤（2010）、若林（2013）等がある。農家及び農村地域への経済的・社会的波及効果として、経済的効果を直接的経済効果（宿泊・体験料収入）と間接経済効果（産直や労働効率の上昇等）、社会的波及効果にあたる非経済的効果（いきがい等の精神的側面、地域活性化、コミュニティ機能や農業・農村が有する多面的機能の低下抑制等）が整理されており、体験教育旅行の受入が地域づくりに果たす有効性を述べている。また、佐藤（2010）の中では、農村側に農業や教育的価値を認識させる役割があることも指摘している。

すなわち、既存研究において、体験教育旅行は教育サイドでは生きる力の育成、農村サイドでは地域活性化対策、すなわち、地域のコミュニティ維持・再生とコミュニティビジネスとしての位置付けが確立しているといえる。

## （2）体験教育旅行の受入組織の類型化

受入時に最低でも 1 クラス（40 人程度）分の受入家庭の確保が必要となる子プロを含む体験教育旅行の受入事業の展開には、受入地域側の受入窓口として受入組織の存在が必須であり、事業の持続性の観点からもこの受入組織の体制や運営が重要となる。小椋（2008）、

中尾（2013）は、受入家庭をはじめ、自治体や農協や漁協などの公的な組織、観光協会、NPO 等多くの機関や人材の参画・連携による受入組織の存在の重要性を述べている<sup>15)</sup>。受入組織の運営において多様な組織や人材の参画・連携を促す要因としては、受入組織の事業内容が広範囲の分野に及んでいるためである。鈴木（2009）は、受入地域側の農家の組織化や体験教育旅行の企画・運営、旅行会社との交渉等を担う組織をコーディネート組織としている。この組織の役割を詳細にみると、その機能は、受入地域側に対して受入家庭の組織化や体験教育旅行の企画・運営等を行う「対内的機能」と旅行会社や学校等外部との交渉等を行う「対外的機能」に分類することが出来る（図 1-2）。本論文では、この対内的機能を持つコーディネート組織を「受入組織」とする。更に、受入組織の運営をみると、行政が主導して、行政によって受入家庭数の確保が行われているものが大多数ではあるが、行政は関わるものの、住民が主体的に受入家庭数の確保や受入調整をする組織も全国的には少ないが存在する。本論文では、前者の動きを行政主体、後者の動きを住民主体と表現する。なお、行政主体という表現に関して、実態に即すならば、行政主導という表現が適

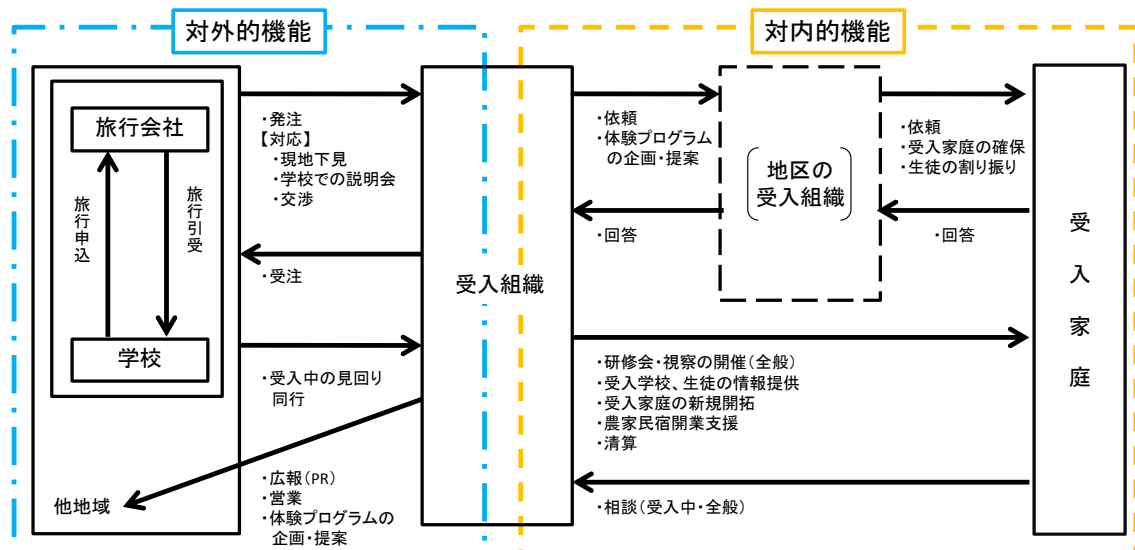


図 1-2 体験教育旅行の受入の流れと受入組織の機能分類

資料：農山漁村文化協会（2008）、農林水産省農村振興局（2008）『農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き～子ども農山漁村交流プロジェクト推進に向けて～』、南信州観光公社、日野協議会及び東近江市協議会へのヒアリング調査に基づき筆者作成。

切であるが、住民主体に対する比較対象であることを強調して、本論文では行政主体と表現する。

体験教育旅行の受入組織を「取組開始時の主導」と「受入組織の主体」の観点から、第 1 に行政主導で開始し、行政主体の受入組織、第 2 に行政主導で開始後、住民主体の受入組織、第 3 に住民主導で開始し、行政主体の受入組織、第 4 に住民主導で開始後、住民主体の受入組織の 4 つに分類することができる。主な事例として、第 1 は本事例の三方よし！近江日野田舎体験推進協議会、第 2 は受入先進地、つまり、子プロ開始時の 2008 年度に農林水産省より先導型受入モデル地域に選定された「南信州観光公社」や「安心院町グリーン・ツーリズム研究会」、第 3 は本事例の東近江市体験交流型旅行協議会、第 4 は喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター及び本事例の東近江ハンドシェイク協議会、愛のまち民泊推進協議会、奥永源寺振興協議会が該当する。南信州観光公社の取組は、1996 年、長野県飯田市商業観光課が地域の自然・文化・伝統工芸・アウトドアスポーツ等の地域資源を体験プログラムとした体験教育旅行を新たな交流人口の拡大と観光消費金額の増加を図る「地域経済振興戦略」として企画立案し、実施したことに端を発する<sup>16)</sup>。また、1998 年に学校からの要請により農家民泊を体験メニューの 1 つとして事業展開したことが契機となり、その後の受入校数の拡大に着実に反映されていった。しかし、受入数の急増に伴い窓口であった飯田市役所商業観光課の業務に支障が出てきたことと、予てよりあった南信州地域（18 市町村）全域での体験教育旅行の受入における展開構想を受け、2001 年、飯田市主導による 5 市町村と地元企業の出資で第 3 セクター形式の株式会社南信州観光公社が設立された<sup>17)</sup>。体験型観光による南信州広域の地域振興を目的とした南信州観光公社の設立後、体験教育旅行の受入手数料収入が主な事業収入である運営費で、民間が主体となる事業展開が行われているが、現在も飯田市役職員 2 名の常駐と飯田市からの指定管理者として年間 150 万円程度の委託料が支援されているのが現状である。また、安心院町グリーン・ツーリズム研究会での体験教育旅行の取組は、第 3 節で前述した通り、1996 年から

開始した農村民泊に端を発する。安心院町グリーン・ツーリズム研究会の前身は1992年にブドウ農家中心で発足したアグリツーリズム研究会である。農家のみの都市農村交流では農村の社会的・経済的自立と向上を目指す活動の広がりに限界を感じ、非農家をも含む安心院町グリーン・ツーリズム研究会へと組織的改変と発展を行った。本研究会の発足により行政や議会との連携関係も構築され、三位一体となった活動は、国や県から規制緩和を引き出すものとなっている。2000年から受入実績がある体験教育旅行の受入については、安心院町役場グリーン・ツーリズム推進係が事務局を担っていたが、2004年に受入数の急増による業務への支障と2005年の市町村合併に対応する形で、協働・連携関係にある宇佐市安心院支所グリーン・ツーリズム推進係の支援を受けながら、安心院GT研究会がその責務を担う体制作りが行われている<sup>18)</sup>。つまり、南信州観光公社や安心院町グリーン・ツーリズム研究会の体験教育旅行の受入は、行政主導により取組が開始されていた。だがしかし、受入数の増加に対応できなくなった行政が協力・後方支援という関与形態に移行し、住民主体の受入を促すことで民間組織に託し、事業の継続を行っていることで持続性のある事業展開を行っていることがわかる。一方、住民主導で取組を開始している住民主体の受入組織は、本論文の事例以外では、「喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター」しか確認できない。喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンターでの取組当初は、旧村単位にある農家組織が受入組織であったが、2005年以降、地域内の既存法人組織である農協が事務局を担う受入組織を設立し、受入機能の集約化が行われており、住民主体で受入組織運営を行っているとは言い難い。

### (3) 体験教育旅行における受入家庭の分類

体験教育旅行の受入において農村での宿泊体験活動、つまり、農林業体験と食文化体験等を提供する受入家庭は、主に農家民宿・民泊の形態である。農村滞在型余暇法（1995年施行）において、農林漁業体験民宿、つまり、農家民宿は、人を宿泊させ、農山漁村滞在



型余暇活動に必要な役務を提供する民宿と定義されており、かつ、この経営者は農林漁業者等に限定されていた。言い換えれば、農家民宿は、農業を営む者が、旅館業法（1948年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業である。ここで留意しなければいけない点として、民宿の定義は法令上存在しないが、民宿は旅館業法に定める「簡易宿所営業（客室延床面積33㎡以上）」に該当する施設として主に扱われている。前述した2003年の旅館業法の全国的な規制緩和により、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合、客室延床面積が33㎡未満でも営業許可を得ることが可能となっており、更に後続の開業に関わる各種法律の規制緩和を受け、少ない設備投資での開業が可能となっている。また、2005年の農山漁村余暇法一部改正により、既存の宿泊施設（一般の民宿・旅館等）が、地域の農林漁業者と連携する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となっている。従って、農家民宿では、規制緩和も含む旅館業法に基づく営業許可を取得した農林漁家での宿泊体験活動を提供することが可能となっており、宿泊費を宿泊料として徴収することができ、一般客をも対象とした営利活動が可能となる形態である。つまり、コミュニティビジネスの展開が可能となる形態である。一方で、旅行業法に基づく営業許可を取得していない農林漁家へのホームステイ形式での宿泊体験活動は、農家民泊といわれており、継続的に「生業」として人を宿泊することは出来ず、体験教育旅行の受入に限定されていることが多い。そのため、宿泊費を体験料として徴収することで対応しており、営利活動は行えない形態である<sup>19)</sup>。

滋賀県での体験教育旅行の受入家庭の分類は表1-10に示す通りである。滋賀県では、小規模農家民宿で宿泊定員数が5人以下の場合には、トイレ・風呂・洗面所の家庭用との共用が可能となる規制緩和がある。また、食事に関する構造上の規制緩和はないが、素泊まり式、自炊式、郷土料理体験式であれば、滋賀県食品衛生基準条例に抵触しない。このことを受け、滋賀県での体験教育旅行の受入家庭の形態は、農家民宿・農家民泊以外にも

表 1-10 滋賀県における体験教育旅行の受入家庭の分類

形態	規模	経営者	客室延床面積	農林漁業体験の提供と 体験教育旅行の受入の有無	旅館業法 への抵触	宿泊費の 取扱形態
農家民宿	大規模	農林漁業者	33㎡以上	有	無	宿泊料
	小規模	農林漁業者	33㎡未満	有	無	宿泊料
農家民泊	小規模	農林漁業者	33㎡未満	有	有	体験料
体験民宿	大規模	非農林漁業者	33㎡以上	有	無	宿泊料
	大規模	非農林漁業者	33㎡以上	無	無	宿泊料
民泊	小規模	非農林漁業者	33㎡未満	有	有	体験料
	小規模	非農林漁業者	33㎡未満	無	有	徴収不可

資料:資料:滋賀県農政水産部農村振興課(2008)p.3に基づき筆者作成.

体験民宿、民泊が該当している。体験教育旅行の受入にあたり、国や県は各種法律に抵触しない農家民宿や体験民宿での実施という意向を強く持っているが、受入時に最低でも1クラス（40人程度）分の子どもたちを直接受入れる受入家庭の普及が追い付いていないという農村での現状がある。そこで現行の体験教育旅行の受入では、この受入が地域振興策の側面を有していることより、受入地域内での農林漁業体験や食文化体験等の提供を行っている農家や更には非農家をも含む非営利・営利が混合した農家民宿・民泊等の4形態で受入の対応をしているのが実態である。本論文では、実態に即して、体験教育旅行の受入を行っている農家民宿・民泊等を総称して受入家庭と統一する。

#### 第4節 本研究における事例の地域概要

##### (1) 滋賀県東近江市愛東地区・永源寺地区

東近江市は、滋賀県南端部に位置する人口115,479人、38,941世帯、高齢化率21.5%（資料：2010年国勢調査）、面積388.58km<sup>2</sup>の自治体である（図1-3）。2005年に1市4町、翌2006年に2町と合併した旧1市6町<sup>20)</sup>を包括する大きな市である。2010年農業センサスによれば、総農家数は4,608戸（その内訳は販売農家数3,839戸、自給的農家数769戸）

表 1-11 東近江市の総農家数と経営耕地面積の推移

(単位: 戸, ha)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010
総農家数	8,567	7,732	6,887	6,331	5,707	4,608
		<u>-9.7</u>	<u>-19.6</u>	<u>-26.1</u>	<u>-33.4</u>	<u>-46.2</u>
販売農家数	7,397	6,797	6,121	5,610	4,907	3,839
		<u>-8.1</u>	<u>-17.3</u>	<u>-24.2</u>	<u>-33.7</u>	<u>-48.1</u>
自給的農家数	1,170	935	766	721	800	769
		<u>-20.1</u>	<u>-34.5</u>	<u>-38.4</u>	<u>-31.6</u>	<u>-34.3</u>
経営耕地面積	8,740	8,518	8,257	8,023	7,621	6,720
		<u>-2.5</u>	<u>-5.5</u>	<u>-8.2</u>	<u>-12.8</u>	<u>-23.1</u>

資料: 農業センサスに基づき筆者作成.

注: 注:     の数値は, 1985 年を当時と比較した増減率を示している.

であり, 1985 年から減少傾向で, 2010 年の総農家数は 1985 年と比較すると 47.4%減少している。また, 経営耕地面積は 6,720ha であり, 総農家数と同様に減少傾向で, 1985 年と比較すると 24.7%減少している (表 1-11)。東近江市では, 農林業の衰退傾向に危惧していると考えられるが, 主要産業は農林業以外の産業であることから後述の日野町よりは危機感が薄いと考えられる。

本研究対象である愛東地区, 永源寺地区では, 主要産業であった農業は衰退傾向にある。特に, 山間部の僻地に位置する永源寺東部エリア (以下, 奥永源寺) は, 高齢化率が 48.3%と高く, 深刻な高齢化問題を抱えている。つまり, 両地区では, 人口減少と高齢化による空家の増加, 地域のコミュニティ機能の低下が問題となっており, 今後の集落活動の維持が危惧されている。

愛東地区, 永源寺地区の両地区における地域づくりの取組をみると, 以前から市民



図 1-3 日野町と東近江市愛東地区, 永源寺地区の位置

資料: <http://nu3.jp/tp/Shiga> より筆者作成.

活動が盛んであった愛東地区では、旧愛東町時代の1980年代後半から町行政独自の交流事業を行っており、地元家庭でのホームステイの受入が実践されている。2005年の市町村合併により東近江市となった後も、愛東地区では、住民主体の組織活動が盛んに行われ、2008年には、東近江市の中でも特に農村エリアの地域振興・活性化を目指す東近江ハンドシェーク協議会が設立され、農業体験・食・民泊の3部門の事業展開を行っていた。2012年、東近江ハンドシェーク協議会の発展的解消を受け、民泊部門が独立した愛のまち民泊推進協議会が民泊に関する事業展開を行っている。なお、事務局は住民主体で活動する愛のまちエコ倶楽部<sup>21)</sup>が担っている。また、永源寺地区、特に高齢化が深刻な問題になっている奥永源寺では、合併前に奥永源寺全体の住民自治組織である「東部区長会」の解散により、住民の自治機能は低下していたといえる。合併後の2009年、奥永源寺の地域活性化と2011年に開通予定であるトンネルに続く道路の整備を目指すため、全7集落から選出された委員で構成される住民自治組織として奥永源寺振興協議会が設立され、住民主体でコミュニティの維持・再生に取り組むことになる。その取り組みの1つとして、2009~2011年には「大人の民泊」事業という成人を対象としたホームステイを実施しており、この民泊事業を通してIターン者2組を確保している。つまり、愛東地区、永源寺地区の両地区では、住民が主体となって地域づくりを行う素地があったといえる。

## (2) 日野町

日野町は、東近江市に隣接する人口22,870人、7,678世帯、高齢化率24.3%（資料：2010年国勢調査）、面積117.63km<sup>2</sup>の自治体である（前掲の図1-3）。2010年農林業センサスによれば、総農家数は1,309戸（その内訳は販売農家数1,078戸、自給的農家数231戸）であり、1985年から減少傾向で、2010年の総農家数は1985年と比較すると45.6%減少している。また、2010年の経営耕地面積は1,650haであり、総農家数と同様に減少傾向で、1985年と比較すると19.9%減少している（表1-12）。日野町では、主要産業であった農林業にお

表 1-12 日野町の総農家数, 経営耕地面積の推移 (単位: 戸, ha)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010
総農家数	2,366	2,098	1,851	1,671	1,511	1,309
		<u>-11.3</u>	<u>-21.8</u>	<u>-29.4</u>	<u>-36.1</u>	<u>-44.7</u>
販売農家数	2,021	1,835	1,636	1,474	1,295	1,078
		<u>-9.2</u>	<u>-19.0</u>	<u>-27.1</u>	<u>-35.9</u>	<u>-46.7</u>
自給的農家数	345	263	215	197	216	231
		<u>-23.8</u>	<u>-37.7</u>	<u>-42.9</u>	<u>-37.4</u>	<u>-33.0</u>
経営耕地面積	2,059	1,971	1,915	1,830	1,740	1,650
		<u>-4.3</u>	<u>-7.0</u>	<u>-11.1</u>	<u>-15.5</u>	<u>-19.9</u>

資料: 農業センサスに基づき筆者作成.

註: 注:     の数値は, 1985 年を当時と比較した増減率を示している.

いて, 農業従事者の減少, 高齢化, 耕地面積の減少, 獣害による耕作意欲の減退等が問題となっており, 行政が農林業の衰退傾向に危機感を持っている<sup>22)</sup>. これら日野町に顕在化する農林業問題を解決するため, 日野町は新産業としてのグリーン・ツーリズムを実施している. 1990 年代後半からグリーン・ツーリズム関連施設の整備が行われ, 2001 年には, 町の総合計画で「グリーン・ツーリズムの推進」が明記されている. 2004 年には, 日野町役場商工観光課内に事務局を置く日野町グリーン・ツーリズム推進協議会が設立された. この協議会が実施した日帰り型の体験交流を核としたグリーン・ツーリズムの取組は, 単発的な取組に留まることが多く, 持続的かつ長期的な取組の推進が課題として指摘されてきた. これを受け, 2008 年に「親子で農村民泊体験」という宿泊型の体験交流が試行的に実施したことで, 体験教育旅行の本格的な受入を目指す機運の高揚につながり, 日野町グリーン・ツーリズム推進協議会から三方よし! 近江日野田舎体験推進協議会へと発展的な組織改編を行っている. 翌 09 年には, 農林水産省により本協議会が子プロの体制整備型受入モデル地域に選定されている. つまり, 日野町では, 地域のコミュニティ機能の低下に危機感を持った行政が新産業としてグリーン・ツーリズムに取り組み, その活動を適宜発展させているといえる.

(3) 全国及び滋賀県からみた事例の現状

本研究対象地である東近江市愛東地区、永源寺地区と日野町の全国と滋賀県における現状をみることにする。人口推移と農家率は表 1-13 に示した通りである。表 1-13 より、滋賀県は全国と比較すると順調に増加していることは前述した通りであり、また、東近江市と日野町は全国の増加傾向と比較すると大きな差異はない。だが一方で、農家率の高い農村地域である東近江市の愛東地区、永源寺地区、湖東地区の 3 地区の人口は減少傾向である。また、表 1-14 に示した少子化・高齢化率の推移をみると、前述の通り、滋賀県の少子化は全国と同様の減少傾向であるが、高齢化率は全国的な増加傾向よりも比較的穏やかであり、また、東近江市は滋賀県と同様の推移であり、日野町は全国と同様の推移であることが確認できる。だが、東近江市愛東地区、永源寺地区の高齢化については、全国や滋賀

表 1-13 人口推移と農家率

(単位:人, %)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	農家率
全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	4.9
	<u>100</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	<u>105</u>	<u>106</u>	<u>106</u>	
滋賀県	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777	7.0
	<u>100</u>	<u>106</u>	<u>111</u>	<u>116</u>	<u>119</u>	<u>122</u>	
東近江市	103,804	105,923	111,322	114,395	116,797	115,479	11.9
	<u>100</u>	<u>102</u>	<u>107</u>	<u>110</u>	<u>113</u>	<u>111</u>	
愛東	6,247	6,169	6,003	5,880	5,667	5,387	41.5
	<u>100</u>	<u>99</u>	<u>96</u>	<u>94</u>	<u>91</u>	<u>86</u>	
永源寺	6,786	6,545	6,500	6,326	6,050	5,791	23.6
	<u>100</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>93</u>	<u>89</u>	<u>85</u>	
蒲生	10,094	11,069	12,923	14,328	14,846	15,055	13.3
	<u>100</u>	<u>110</u>	<u>128</u>	<u>142</u>	<u>147</u>	<u>149</u>	
湖東	9,513	9,384	9,244	9,070	8,953	9,020	28.9
	<u>100</u>	<u>99</u>	<u>97</u>	<u>95</u>	<u>94</u>	<u>95</u>	
五個荘	9,599	10,002	11,108	11,735	12,136	12,154	5.7
	<u>100</u>	<u>104</u>	<u>116</u>	<u>122</u>	<u>126</u>	<u>127</u>	
能登川	21,221	22,266	22,635	22,705	23,148	23,226	9.3
	<u>100</u>	<u>105</u>	<u>107</u>	<u>107</u>	<u>109</u>	<u>109</u>	
八日市	39,744	40,488	42,909	44,351	45,997	44,846	7.7
	<u>100</u>	<u>102</u>	<u>108</u>	<u>112</u>	<u>116</u>	<u>113</u>	
日野町	22,009	22,244	23,132	23,022	22,809	22,870	17.1
	<u>100</u>	<u>101</u>	<u>105</u>	<u>105</u>	<u>104</u>	<u>104</u>	

資料：国勢調査と 2010 年農林業センサスに基づき筆者作成。

註：\_\_\_\_の数値は、1985 年を 100 とした時の指数である。

また、農家率とは、2010 年の全世帯数に占める総農家数の割合を示している。

表 1-14 少子化・高齢化率の推移

(単位:%)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	増減率※
全国	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	13.1	-8.4
	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8	12.5
滋賀県	23.4	20.4	18.0	16.4	15.5	15.1	-8.3
	10.8	12.1	14.1	16.1	18.1	20.7	9.9
東近江市	22.9	20.4	18.2	16.8	15.9	15.5	-7.4
	12.4	13.9	15.9	17.8	19.0	21.5	9.1
愛東	19.7	19.1	17.5	15.4	13.4	11.9	-7.8
	17.2	18.3	22.0	25.6	27.8	30.1	12.9
永源寺	19.9	18.0	16.3	16.0	15.4	13.2	-6.7
	15.6	18.5	21.7	24.9	23.5	29.9	14.3
蒲生	22.5	21.9	21.8	21.4	20.0	18.1	-4.4
	13.2	13.9	14.3	15.5	16.2	17.4	4.2
湖東	22.5	19.8	17.0	15.3	15.1	16.0	-6.5
	14.2	16.7	19.9	21.9	23.0	23.8	9.6
五個荘	23.0	20.0	17.9	17.2	17.1	15.8	-7.2
	14.3	15.4	17.6	18.7	20.1	22.4	8.1
能登川	24.1	20.9	18.3	16.2	15.1	15.0	-9.1
	10.7	12.3	14.5	17.0	18.4	21.3	10.6
八日市	23.5	20.5	17.7	16.2	15.3	15.3	-8.2
	11.0	12.3	14.0	15.8	17.1	20.2	9.2
日野町	21.4	20.0	17.9	15.7	14.1	13.3	-8.1
	15.5	17.3	19.4	22.1	23.4	24.3	8.8

資料: 国勢調査に基づき筆者作成。

註: 上段に過疎化率である 15 歳未満の人口割合, 下段に高齢化率である 65 歳以上の人口割合を示している。また, 増減率とは, 1985 年当時からみた 2010 年のポイントを示している。

県よりもはるかに高い高齢化率が確認できる。従って, 東近江市愛東地区, 永源寺地域は滋賀県の中でも人口減少と高齢化が進展しており, 地域のコミュニティ機能の低下が危惧されている農村地域であるといえる。

次に, 農業概要をみる。総農家数の推移は表 1-15 に示した通りである。滋賀県の総農家数は全国推移とほぼ同様の減少傾向にあることは前述しているが, 東近江市全体と日野町も全国及び滋賀県の推移とほぼ同様の減少傾向であることがわかる。一方で, 愛東地区の減少傾向は全国よりも低い, 永源寺地区の減少傾向は全国よりも高いものとなっている。

また, 表 1-16 に示した経営耕地面積の推移をみると, 滋賀県は全国的な減少傾向と同程度であることは前述しているが, 東近江市と日野町は全国及び滋賀県の減少傾向よりも低い程度である。愛東地区の 1985 年当時と比較した 2010 年の減少率をみると, 全国よりも

13.7ポイント低い13.0%と減少率は低いが、永源寺地区では、全国よりも16.2ポイント高い42.9%と減少率が高い。また、表1-17に示した農業集落における地域資源の保全状況を見ると、滋賀県の農業集落は全国よりも保全状況が高い傾向にあることは前述したが、東近江市及び日野町は滋賀県全体よりも高い傾向であることが確認できる。つまり、地域のコミュニティ機能の低下に関して農業の側面からみると、愛東地区は全国より低い水準での減少であり、危機的側面は薄いと考えられる。一方で、日野町は全国水準であり、特に永源寺地区に至っては更に高い水準であるため、今後の集落維持に関して喫緊な状況であるといえる。だが、地域資源の保全に関しては、農業集落単位で実施されており、コミュニティ機能は全国と比較すると維持されているといえる。

表 1-15 総農家数の推移

(単位:戸)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010
全国	4,376,013	3,834,732	3,443,550	3,120,215	2,848,166	2,527,948
		<u>-12.4</u>	<u>-21.3</u>	<u>-28.7</u>	<u>-34.9</u>	<u>-42.2</u>
滋賀県	71,565	61,255	54,346	48,719	43,363	36,017
		<u>-14.4</u>	<u>-24.1</u>	<u>-31.9</u>	<u>-39.4</u>	<u>-49.7</u>
東近江市	8,767	7,732	6,887	6,331	5,707	4,608
		<u>-11.8</u>	<u>-21.4</u>	<u>-27.8</u>	<u>-34.9</u>	<u>-47.4</u>
愛東	870	792	731	680	643	597
		<u>-9.0</u>	<u>-16.0</u>	<u>-21.8</u>	<u>-26.1</u>	<u>-31.4</u>
永源寺	939	780	695	635	595	405
		<u>-16.9</u>	<u>-26.0</u>	<u>-32.4</u>	<u>-36.6</u>	<u>-56.9</u>
蒲生	1,236	1,083	937	879	756	603
		<u>-12.4</u>	<u>-24.2</u>	<u>-28.9</u>	<u>-38.8</u>	<u>-51.2</u>
湖東	1,268	1,131	1,040	952	877	753
		<u>-10.8</u>	<u>-18.0</u>	<u>-24.9</u>	<u>-30.8</u>	<u>-40.6</u>
五個荘	739	608	498	435	369	224
		<u>-17.7</u>	<u>-32.6</u>	<u>-41.1</u>	<u>-50.1</u>	<u>-69.7</u>
能登川	1,450	1,281	1,135	1,039	932	732
		<u>-11.7</u>	<u>-21.7</u>	<u>-28.3</u>	<u>-35.7</u>	<u>-49.5</u>
八日市	2,265	2,057	1,851	1,711	1,535	1,294
		<u>-9.2</u>	<u>-18.3</u>	<u>-24.5</u>	<u>-32.2</u>	<u>-42.9</u>
日野町	2,406	2,098	1,851	1,671	1,511	1,309
		<u>-12.8</u>	<u>-23.1</u>	<u>-30.5</u>	<u>-37.2</u>	<u>-45.6</u>

資料:農業センサスに基づき筆者作成。

註:     の数値は、1985年を当時と比較した増減率を示している。



表 1-16 経営耕地面積の推移

(単位: ha)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010
全国	4,576,755	4,361,168	4,120,279	3,883,943	3,608,428	3,353,619
		<u>-4.7</u>	<u>-10.0</u>	<u>-15.1</u>	<u>-21.2</u>	<u>-26.7</u>
滋賀県	55,122	52,263	50,073	47,793	44,180	40,134
		<u>-5.2</u>	<u>-9.2</u>	<u>-13.3</u>	<u>-19.9</u>	<u>-27.2</u>
東近江市	8,740	8,518	8,257	8,023	7,621	6,720
		<u>-2.5</u>	<u>-5.5</u>	<u>-8.2</u>	<u>-12.8</u>	<u>-23.1</u>
愛東	1,022	988	986	955	919	889
		<u>-3.3</u>	<u>-3.5</u>	<u>-6.6</u>	<u>-10.1</u>	<u>-13.0</u>
永源寺	805	751	755	728	708	460
		<u>-6.7</u>	<u>-6.2</u>	<u>-9.6</u>	<u>-12.0</u>	<u>-42.9</u>
蒲生	1,214	1,197	1,145	1,127	1,070	954
		<u>-1.4</u>	<u>-5.7</u>	<u>-7.2</u>	<u>-11.9</u>	<u>-21.4</u>
湖東	1,222	1,176	1,160	1,148	1,068	985
		<u>-3.8</u>	<u>-5.1</u>	<u>-6.1</u>	<u>-12.6</u>	<u>-19.4</u>
五個荘	504	480	457	441	417	308
		<u>-4.8</u>	<u>-9.3</u>	<u>-12.5</u>	<u>-17.3</u>	<u>-38.9</u>
能登川	1,623	1,599	1,528	1,496	1,447	1,320
		<u>-1.5</u>	<u>-5.9</u>	<u>-7.8</u>	<u>-10.8</u>	<u>-18.7</u>
八日市	2,350	2,327	2,226	2,128	1,992	1,804
		<u>-1.0</u>	<u>-5.3</u>	<u>-9.4</u>	<u>-15.2</u>	<u>-23.2</u>
日野町	2,059	1,971	1,915	1,830	1,740	1,650
		<u>-4.3</u>	<u>-7.0</u>	<u>-11.1</u>	<u>-15.5</u>	<u>-19.9</u>

資料: 農業センサスに基づき筆者作成.

註:   の数値は、1985年を当時と比較した増減率を示している.

表 1-17 農業集落における地域資源の保全状況

	農地	森林	ため池・湖沼	河川・水路	農業用 用排水路
全国	34.6%	19.0%	56.6%	43.6%	73.1%
滋賀県	53.1%	33.2%	56.8%	70.1%	91.4%
東近江市	65.3%	43.3%	71.2%	80.7%	87.5%
日野町	68.3%	53.6%	73.1%	85.0%	86.7%

資料: 2010年農林業センサスに基づき筆者作成.

#### (4) 事例の選定理由

前節(2)の受入組織の分類により、行政主体の事例には滋賀県蒲生郡日野町、住民主体の事例には東近江市が該当する。この両事例は、地理的にも隣接し、体験教育旅行の開始時期もほぼ同じである。従って、社会的背景の共通性が高く、それにより生じる差は小さいと考えられる。全国的にもこのような地域は稀有であるため、研究対象として妥当であると判断した。

また、農林水産省が旧村単位で分類している農業地域類型区分で見ると、調査地である東近江市愛東地区は平地・中間農業地域、永源寺地区は中山間農業地域となっている。日野町は都市的地域が1つあるが、平地農業地域が1つ、残り5つが中間農業地域であることから、本研究対象地域は中山間地域に位置付けることが可能であると判断した。

註

- 1) 「過疎」とは、1960年代後半に「過密」との対比でマスコミ等が使用した用語であり、1970年の過疎地域対策緊急法の制定により政策的な過疎の定義が確立している。また、過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項及び同第2項で規定されている。
- 2) DIDとは、人口集中地区（Densely Inhabited Districts）のことであり、原則として人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区等が市町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。主に都市的地域と農村的地域の区分に使用されている。
- 3) 旧市町村とは、1950年2月1日時点での市町村のことである。
- 4) 農業地域類型区分は、短期の社会経済変動に対して比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標を用いている。詳細に農業地域類型区分の各基準指標を示すと下記の通りである。

表 農業地域類型区分の基準指標

区分	基準指標
都市的地域	・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市町村。 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。 ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市町村。 ただし、傾斜1/20以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものは除く。 ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜1/20以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市町村。
中間農業地域	・耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。 ・耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村。
山間農業地域	・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市町村。

資料：農林水産省（2012）より筆者作成。

註：傾斜とは、1筆ごとの耕地面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

- 5) 小田切編著（2013）pp.20-25、農林水産省（2012）pp.161-163、宮崎（2000）pp.62-85を参照。
- 6) 2010年の世界農林業センサスによれば、全国の高い兼業化率の都道府県については、第1位に富山県の90.8%、第2位に福井県の89.8%、第3位に滋賀県の86.9%が続いている。
- 7) 2010年世界農業センサスによれば、2010年の滋賀県全体の経営耕地面積38,094haのうち94.5%の36,364haが水田となっている。
- 8) 2012年農業基盤整備基礎調査によると、滋賀県の田49,000haのうち、83.2%にあたる40,744haが区画整備済みであり、全国平均の63.2%より高い水田整備率となっている。
- 9) 青木（2004）pp.70-87を参照。
- 10) 「生きる力」とは、1996年7月の中央教育審議会答申において、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自律的に生きるために必要とされる力」と提言されている。
- 11) 佐藤（2008、2010）、山田（2008a）p.3、嘉村（2013）を参照。
- 12) 農林水産省（2008）pp.3-4。

- 13) 佐藤 (2010) pp.13-18, 鈴村 (2009) pp.41-46, 農山漁村文化協会 (2008) pp.12-13, 農林水産省 (2008) p.1 を参照.
- 14) 鈴村 (2009) p.41 を参照.
- 15) 小椋 (2008) pp.14-15, 中尾 (2013) pp.185-186 を参照.
- 16) 井上 (2004) pp.39-40 を参照.
- 17) 2001 年の設立当初の出資者は飯田市, 阿智村, 喬木村, 浪合村, 平谷村の 5 市町村とみなみ信州農業協同組合 (JA みなみ信州), 信南交通等であったが, 2004 年 6 月には南信州全域である 18 市町村の出資が実現している. また, 2012 年現在, 17 の地元民間企業・団体からの出資があり, 総出資金 2,965 万円 (その内自治体は約 900 万円) となっている.
- 18) 安心院町 GT 研究会は 2004 年に NPO 法人化となり, 専属の事務職員の配置が行われている.
- 19) 全国農業協同組合中央会他 (2009) p.66, 農林漁村文化協会 (2008) pp.26-27 を参照.
- 20) 2005 年 2 月に, 八日市市, 永源寺町, 五個荘町, 愛東町, 湖東町の 1 市 4 町が合併し, 翌 06 年 1 月に, 蒲生町及び能登川町の 2 町と再合併を行い, 現在の旧 1 市 6 町を包括する大きな自治体となっている.
- 21) 愛のまちエコ倶楽部は, 年間を通じた農作業体験, 菜の花づくり体験, 里山保全活動等のエコ体験活動を展開する環境系 NPO 法人である. また, 2003 年, 旧愛東町が農林水産省のバイオマス利活用フロンティア推進事業及び整備事業により建設され, 2005 年に開館した資源循環の拠点施設である「あいとうエコプラザ菜の花館」指定管理を行っており, その施設内に事務局を置いている.
- 22) 近畿子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会 (2011) pp.22-23 を参照.

## 第2章 体験教育旅行における受入家庭の普及過程に関する研究

-滋賀県東近江市愛東地区を事例として-

### 第1節 はじめに

本章では、体験教育旅行における受入家庭の普及過程について論じることとする。なお、体験教育旅行の受入家庭の普及に関する研究は、一部の事例分析としてみられるが、それによれば、受入家庭の普及については、行政（市町村自治体）がリーダーシップを発揮して進めている行政主体の事例が多い<sup>1)</sup>。しかし、国の支援事業もあって、わずかではあるが、今日、住民が主体となって受入家庭を普及する地域も確認されており、今後、そうした地域も増えると考えられる。こうした実態を受けて本章では、先進的に住民主体で受入家庭の普及を行ってきた滋賀県東近江市愛東地区を分析対象とし、第1に受入家庭の勧誘経路を明らかにすること、第2に受入家庭の普及と、住民間の日常的な活動との関わりについて分析することで、受入家庭の住民主体による普及過程を明らかにする。なお、分析データは、愛東地区で2010年以降に体験教育旅行の受入を行ったことのある受入家庭にヒアリング調査を行った結果を用いる。

### 第2節 東近江市における体験教育旅行の受入実績

#### (1) 東近江市の受入状況

東近江市における体験教育旅行受入の経緯は、2010年に体験教育旅行の先進地である隣接の日野町から、同町での受入上限を超えたため、同市に中学生の受入要請があったこと

に始まる。その当時、同市には受入組織がなかったため、民間組織である東近江ハンドシェーク協議会が試行的に受入れることとなった。東近江ハンドシェーク協議会とは、都市農村交流を目的に農林水産省助成金の受入団体として結成された住民主導型の組織である。この1回目の受入に関して地元での評判が上々であったことを受けて、東近江市長が同市を挙げて宿泊体験活動の受入を行うと表明し、2011年2月、東近江市体験交流型旅行協議会が設立され、2011年から体験教育旅行の受入を本格的に行っている。体験教育旅行の受入者数は、2010年66人、2011年283人、2012年342人で、延べ691人である。そのうち愛東地区では、2010年30人、2011年148人、2012年176人で、延べ354人の受入を実施しており（表2-1）、同市の受入数の約半数を受入れている重要な地区といえる。

表 2-1 東近江市の体験教育旅行の受入実績

	受入人数 (A) (単位: 人)			受入延世帯数 (C) (単位: 戸)		
		愛東 (B)	B/A		愛東 (D)	D/C
2010年	66	30	45.5	20	9	45.0
2011年	283	148	52.3	82	45	54.9
2012年	342	176	51.5	105	51	48.6
合計	691	354	51.2	207	105	50.7

資料：東近江市体験交流型旅行協議会及び東近江ハンドシェーク協議会からのヒアリング調査に基づき筆者作成。

## (2) 愛東地区の特徴

愛東地区の受入集落は、23集落のうち18集落である。つまり、ほとんどの集落で受入れている。これには、愛東地区、すなわち旧愛東町時代から続く取組である「愛のまち交流協会」による交流活動や国際交流を積極的に受入れてきたことが影響していると考えられる。愛のまち交流協会の活動とは、交流を進める自治体間で毎年何名かの住民が往来し民泊が行われるというものである。愛東地区の住民の一部は、こうした民泊を受入れていた

という経験を持つため、中学生の受入についても抵抗感が少なかったと考えられる<sup>3)</sup>。

### 第3節 愛東地区における受入家庭の普及過程

#### (1) 受入家庭の概要と体験教育旅行の受入目的

2012年6~7月にかけて、2010年以降に体験教育旅行の受入を1回以上行った受入家庭47戸を調査対象とし、ヒアリング調査の承諾が得られた受入家庭31戸（66.0%）、34人から回答を得た。なお、受入家庭の勧誘経路を分析対象とすることから、同一世帯でも異なる勧誘経路を持つ者がいる場合には、1世帯で複数のヒアリング対象者がいる。そのため、ヒアリング調査対象者数は31人ではなく34人となっている。ヒアリング調査対象者の属性に

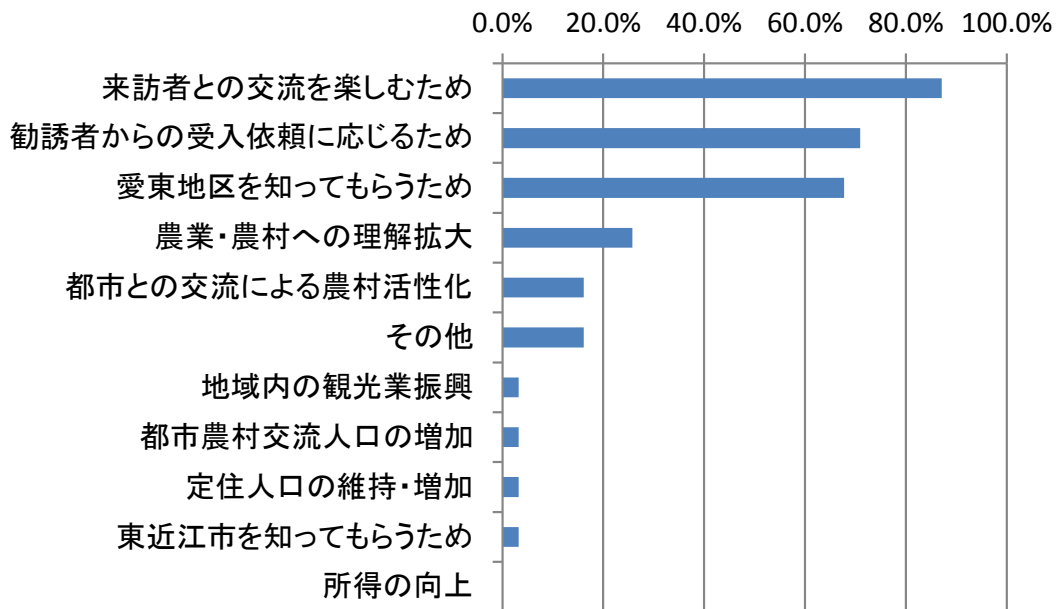


図 2-1 体験教育旅行の受入目的

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

註：受入家庭による複数回答（N=31）

については、男性14人（41.2%）、女性20人（58.8%）であり、年代は60歳代16人（47.1%）、50歳代9人（26.5%）、40歳代以下5人（14.7%）、70歳代以上4人（11.8%）となっており、50~60歳代で73.5%と高い割合を占めている。この50~60歳代の女性は子育てをし終えた層であり、受入に対して余裕があると考えられる。農業形態については、専業農家が3戸（9.7%）、兼業農家が12戸（38.7%）、自給的農家が15戸（48.4%）、非農家が1戸（3.2%）である。また、受入家族世代数は、3世代以上が18戸（58.1%）となっており、3世代未満よりもやや高い特徴がみられる。これら家族世代数と農業形態の特徴より、各家庭にある自前の資源を活用した体験メニューの提供が行われており、地域のコミュニティ機能の低下に貢献していると考えられる。

最初に、体験教育旅行の受入目的について3つまで尋ねたところ、図2-1のように、①来訪者との交流を楽しむためが27戸（87.1%）、②勧誘者からの受入依頼に応じるためが22戸（71.0%）、③愛東地区を知ってもらうためが21戸（67.7%）となった。②の勧誘者からの受入依頼に応じることについては、同時に責任感を伴うことでもあるということがヒアリング調査から確認できた。なお、所得の向上を目的とする回答数は0であった<sup>4)</sup>。次に、農家民宿への意向を尋ねたところ、希望しない家庭が20戸（64.5%）、となっていた（表2-2）。更に、受入希望回数については、年に1回程度が11戸（35.5%）、2~3回程度が13戸（41.9%）となっており、年に3回未満という小規模な受入希望が全体の77.4%を占めていた（表2-3）。これら3点より、ビジネス志向の低さを指摘することができるが、一方で、交流が受入目的であり、無理のない小規模な受入回数により高いホスピタリティの提供の実現につながっていると考えられる。

以上のことから、体験教育旅行の主な受入家庭像は、子育てをし終えた50~60歳代の女性が中心的に行動し、交流好きで責任感があり、愛東地区への地域愛が強い家庭であり、これらの家庭が自前の資源を活用した体験メニューの提供や交流目的の限定的受入による高いホスピタリティの提供を行っていると考えられる。従って、体験教育旅行における受入



表 2-2 受入家庭における農家民宿への意向

希望する	2	6.5%
希望しない	20	64.5%
わからない	5	16.1%
すでに取得済み	4	12.9%
合計	31	100%

資料:ヒアリング調査に基づき筆者作成.

表 2-3 受入家庭における受入希望回数

年に1回程度	11	35.5%
年に2-3回程度	13	41.9%
2か月に1回(5-6回/年)程度	1	3.2%
1か月に1回以上	5	16.1%
受入をやめる	1	3.2%
わからない	0	0%
合計	31	100%

資料:ヒアリング調査に基づき筆者作成.

家庭の持続性は高いといえる.

## (2) 受入家庭の普及過程に関する分析

### 1) 受入家庭の勧誘経路の特徴

ヒアリング調査より受入家庭の勧誘経路を図式化したのが図2-2である。図2-2より勧誘の矢印の総数は32件であるが、誘われた者が別の者を誘った件数は、このうちわずか1件(東近江ハンドシェーク協議会→H2→H3)であり、ほとんどの人物は勧誘を行っていないといえる。つまり、当地区での受入家庭の普及過程は、リレー方式の勧誘によるものではなく、体験教育旅行の受入事業の普及において中心的な役割を果たす4名と東近江ハンドシェーク協議会からの勧誘によるものといえる。このうち、体験教育旅行の受入組織である東近江ハンドシェーク協議会からの勧誘の矢印は6件であり、残り25件は中心人物4名からの勧誘である。愛東地区における受入家庭の勧誘経路は、主に少数の中心人物と勧誘される世

帯との二者間関係によって成立していることが明らかとなった。つまり、この4名が受入家庭の普及におけるキーパーソンである。この4名の勧誘行為に焦点をあて、各々の二者間関係についてみることにする。

## 2) 勧誘者4名と被勧誘者との二者間関係分析

まずは、勧誘者4名によって3年間に蓄積された受入家庭の普及過程から4名の行為について分析する。

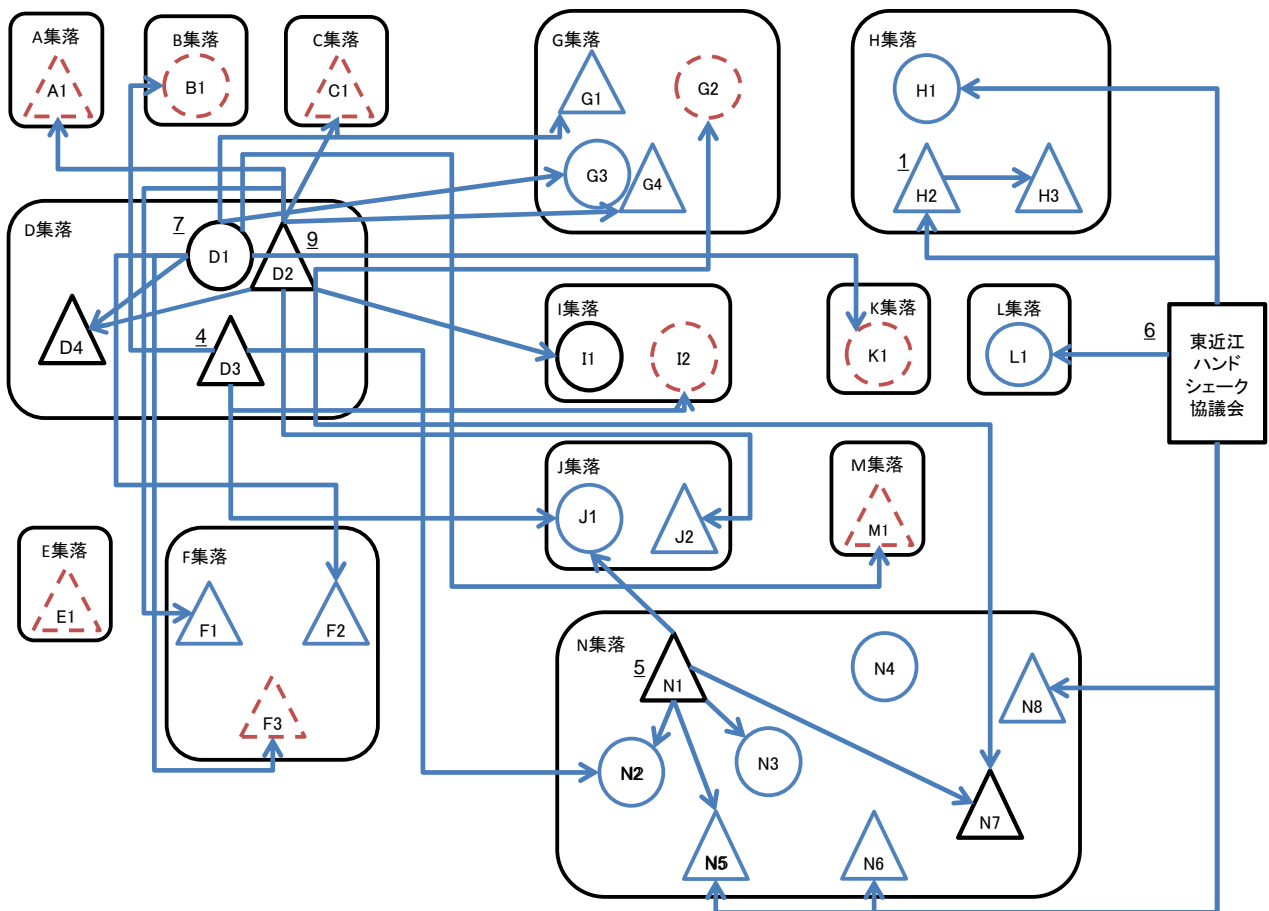


図 2-2 愛東地区内における受入家庭の勧誘経路

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

註：○は男性，△は女性を示している。

● は 2010 年，○ は 2011 年，○ は 2012 年の受入開始年を示している。

○，△，□の横にある数字は勧誘数を示している。

表 2-4 勧誘者 4 名の被勧誘者との二者間関係

勧誘者 (出身地)	被勧誘者	開始時期	居住地 <sup>1)</sup>	勧誘のきっかけとなった二者間関係
D2 (八日市地区)	D4	2010	集落内	ふきのとう (ボランティア的活動)
	I1	2010	学区外	強い個人的つながり <sup>2)</sup>
	N7	2010	学区外	東近江ハンドシェーク協議会 (ボランティア的活動)
	F1	2011	学区内	強い個人的つながり
	G4	2011	学区外	民生委員 (ボランティア的活動)
	J2	2011	学区外	愛のまち交流協会 (ボランティア的活動)
	A1	2012	学区内	JA
	C1	2012	学区内	弱い個人的つながり
D1 (D集落)	D4	2010	集落内	強い個人的つながり
	F2	2011	学区内	愛のまち交流協会 (ボランティア的活動)
	G1	2011	学区外	愛東文化協会 (公民館活動・ボランティア的活動)
	G3	2011	学区外	(財)愛の田園振興公社
	F3	2012	学区内	弱い個人的つながり
	K1	2012	学区外	愛のまちエコ倶楽部 (ボランティア的活動)
	M1	2012	学区外	弱い個人的つながり
N1 (J集落)	N7	2010	集落内	強い個人的つながり
	J1	2011	学区内	よさこい (ボランティア的活動)
	N2	2011	集落内	ずばら会
	N3	2011	集落内	強い個人的つながり
	N5	2011	集落内	ずばら会
D3 (N集落)	J1	2011	学区外	消防活動関係 (ボランティア的活動)
	N2	2011	学区外	強い個人的つながり
	B1	2012	学区内	弱い個人的つながり
	I2	2012	学区外	消防活動関係 (ボランティア的活動)

資料:ヒアリング調査に基づき筆者作成。

註 1:学区内とは、異なる集落で同じ学区内の範囲とし、学区外とは、異なる学区間の範囲とする。

註 2:強い個人的つながりとは、個人的相談や組織活動のこと以外でも連絡しあう仲のことであり、弱い個人的つながりとは、組織活動など義務的な活動のみを一緒にする仲のことである。

表 2-4 は勧誘者 4 名と被勧誘者 25 名との二者間関係について記している。第 1 列は勧誘者、第 2, 3 列は被勧誘者とその受入開始時期を示している。第 4 列は勧誘者からみた被勧誘者の居住地を示しており、集落内、学区内、学区外に分類した<sup>5)</sup>。集落内とは同じ集落内の二者間関係を指し、学区内とは異なる集落で同じ学区内の二者間関係を指す。学区外とは異なる学区間の二者間関係である。なお、学区とは小学校区の意味である。第 5 列は勧誘者が考える勧誘のきっかけとなった二者間関係を示している。個人的つながり以外の二者間関係は全て組織活動の二者間関係による。

勧誘数でみると、D1 と D2 の勧誘数は N1 と D3 よりも多い。D1 と D2 は夫婦であり、

64.0%の被勧誘者がこの世帯から勧誘されていることになる。D1は元愛東町長であることから、地域愛が人一倍強いと考えられる。また、旧愛東町時代から交流を盛んに行ってきた主導者でもあり、体験教育旅行の受入組織に最も主体的に関わっている人物といえ、体験教育旅行を受入れた世帯には、毎年、年度替わりに東近江ハンドシェーク協議会と共に訪問し、再度の受入を依頼するといったフォローアップも実施している。一方、D2は頼みやすい家庭環境であることやボランティア活動をしている人など体験教育旅行の受入を承諾してくれそうな世帯を中心に勧誘していることがヒアリング調査から確認できた。2010年に勧誘を始めた時には、D2自身と日常的に強いつながりのある友人やボランティア仲間など同じ価値観を持つ友人を誘ったということだが、3年目の2012年には心安く頼める相手は少なくなり、弱いつながりをも活用して勧誘を行ったということがヒアリング調査から確認できた。

一方、N1は現在の住まいであるN集落の同一学区であるJ集落の出身者で、N集落内の同級生仲間が集まるためのずぼら会を組織している。ずぼら会では家族ぐるみの付き合いを行う関係にあり、常に顔を合わせ、情報交換を行う関係性にあることから、頼みやすい二者間関係にあったといえる。D3は地区の消防活動に熱心であり、受入家庭の普及にもその関係性を生かした。消防活動では、日常的なつながりが重視され、共有する時間も多いため、N1の活動環境と同じく頼みやすい二者間関係にあったと考えられる。

一般的にはN1やD3のように日常的なつながりが強い中で、受入家庭の勧誘はされることが考えられるが、愛東地区ではD1とD2が元町長世帯という特別なキーパーソンが存在があったために、日常的なつながりが弱い二者間関係においても、リーダー層としての使命感によって受入家庭の普及につながったと考えられる。

### 3) 受入開始時期別にみた普及における二者間関係

次に受入家庭がどのような過程で普及したのかという点について分析するために、受入開始時期別にその特徴をみることにする。

まず受入開始時期別に勧誘者からみた被勧誘者の居住地に関する二者間関係をみる。勧誘者4名の世帯は2010年から受入を自発的に始めている。この自発的に始めた3世帯を除いた勧誘者からみた被勧誘者の二者間関係を分析すると表2-5、2-6のようになる。居住地の二者間関係では、集落内は2010年が比較優位となっており、学区内、すなわち集落外ではあるが同一学区内は2012年が比較優位となっている。これに対して、学区外の二者間関係は毎年平均的な割合で確保されている（表2-5）。

一方、受入開始時期別に個人的つながりによる二者間関係と組織活動でつながる二者間関係別にみると表2-6のようになる。2010年と2012年は個人的つながりによる二者間関係、2011年は組織活動による二者間関係が比較優位となっている。

つまり、1年目の2010年には自発的に開始した勧誘者4名の他、彼らの個人的つながりで同一集落内に住む二者間関係で受入家庭の普及が始まり、2年目の2011年には居住地の近接性よりも組織活動によって得た二者間関係で普及し、3年目の2012年には同一学区内

**表 2-5 受入開始時期別にみた居住地の二者間関係**

（単位：上段：件数，中段：%，下段：特化係数）

受入開始時期	居住地			計
	集落内	学区内	学区外	
2010年	3		2	5
	60.0		40.0	100.0
	2.50		0.83	1.00
2011年	3	3	6	12
	25.0	25.0	50.0	100.0
	1.04	0.89	1.04	1.00
2012年		4	4	8
		50.0	50.0	100.0
		1.79	1.04	1.00
計	6	7	12	25
	24.0	28.0	48.0	100.0
	1.00	1.00	1.00	1.00

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

註：愛東地区における勧誘者4名との二者間関係である。

表 2-6 受入開始時期別にみた組織活動による二者間関係

(単位:上段:件数, 中段:%, 下段:特化係数)

受入開始時期	二者間関係		計
	組織活動によるつながり	個人的つながり	
	2	3	5
2010年	40.0	60.0	100.0
	0.67	1.50	1.00
	9	3	12
2011年	75.0	25.0	100.0
	1.25	0.63	1.00
	4	4	8
2012年	50.0	50.0	100.0
	0.83	1.25	1.00
計	15	10	25
	60.0	40.0	100.0
	1.00	1.00	1.00

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

註：愛東地区における勧誘者 4 名との二者間関係である。

で個人的つながりの二者間関係で普及していることがわかった。

#### 第 4 節 愛東地区における受入家庭の普及の特徴

以上より、住民が主体的に行う受入家庭の普及については、勧誘者 4 名のキーパーソンと被勧誘者との二者間関係によって成立しており、体験教育旅行の受入家庭については、50~60 歳代の女性が中心的に関わる世帯であることに特徴がみられた。この愛東地区においては、旧愛東町時代から始まった交流事業によって地区外者の民泊受入には慣れていたという背景があったこと、コーディネート役であるキーパーソンのうち元町長夫妻が普及に果たした役割が大きいと考えられた。そのことを地域特性として踏まえた上で、ヒアリング調査結果から受入家庭の普及過程を開始時期別にまとめると、図 2-3 のようになる。

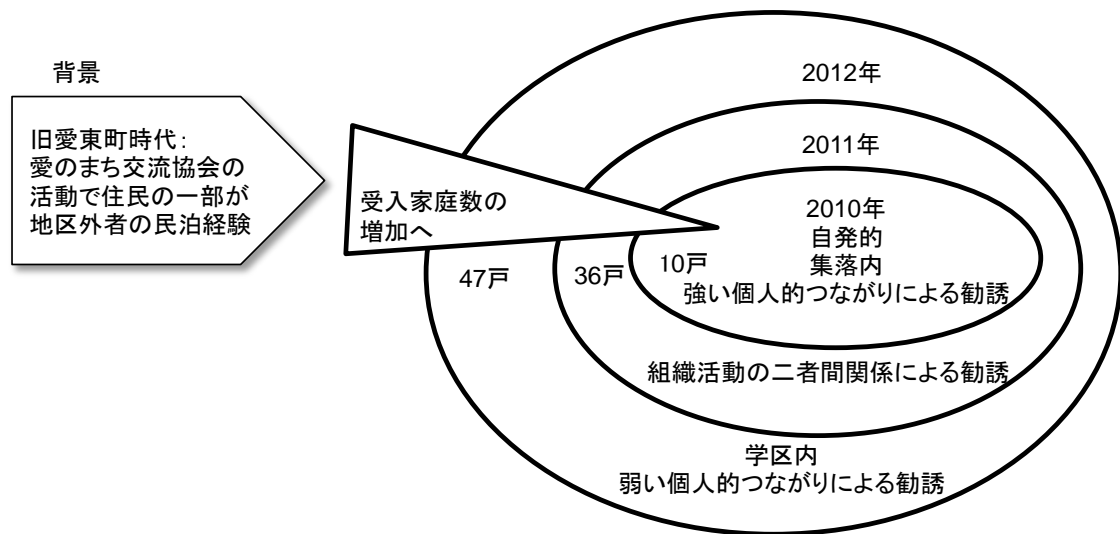


図 2-3 住民主体による受入家庭の普及過程

資料：研究に基づき筆者作成。

2010年と2012年における個人的つながりの強さが異なっている理由については、2012年の勧誘では、勧誘者が過去の経験より、受入可能性が高いと思われる家族構成の世帯に対し熱心に勧誘した結果、弱い個人的つながりによる勧誘が増えたということである。受入家庭の経験を積み、1回あたりの体験教育旅行の受入規模が拡大すると、これまで受入経験のない世帯を新規に勧誘することが必要となる。その時に、各世帯の家族構成や家庭状況に関する情報を得ておくことが望ましいということが本事例より示唆された。また、表 2-4 に示した通り、組織活動による勧誘 15 件のうち 11 件がボランティア的活動の組織によるつながりであることから、ボランティア的活動を通じた日常的結びつきが受入家庭の勧誘に有効であることも示唆された。

## 註

- 1) 都市農山漁村交流活性化機構（2010）における事例をみても、行政が窓口になって受入れている。
- 2) 旧愛東町時代から続く取組の1つに「愛のまち交流」がある。これは、1988年2月14日、旧愛東町役場女子職員が一粒のチョコレートと手作りの愛のカードを「愛」が付く町に送り、返答のあった町との交流に端を発するものである。北海道愛別町、神奈川県愛川町、長崎県愛野町（現雲仙市）の4町との交流であり、交流開始当時はお互いに行き来するものであったが、現在では、愛別町との交流が主となっている。また、交流時には、1泊2日であるためホームステイ形式で受入を行っている。また、旧愛東町時代の国際交流には、京都市在住の大学生の留学生を1週間受入れる交流事業があった。
- 3) また、受入家庭に敬遠したい受入相手を複数回答で尋ねたところ、以下に示す結果が得られた。一般旅行者21戸（67.7%）小中学生以外の団体旅行者20戸（64.5%）と比較すると、小中学生の団体旅行者の敬遠率は6戸（19.4%）と最も低い。更に特筆すべき点は、中学生の団体旅行者の敬遠率が0戸（0%）である。つまり、中学生の体験教育旅行の受入可能性は高いと考えられる。
- 4) 当地区での受入世帯は、農業収入に依存しない性格が強いことと、1戸当たりの受入平均人数が3.4人/回、受入平均回数も年間2.2回と少なく、受入による収入が副収入と認識されていないことが影響していると考えられる。
- 5) 居住地の関係における区分に関して学区という概念を用いたのは、学区は、小学校単位であり、集落内ほどの知り合いではなくても、顔見知りの関係にある二者間関係はあると考えたからである。



### 第3章 体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題

#### -行政主体の受入組織と比較して-

#### 第1節 はじめに

体験教育旅行における受入組織の体制整備に必要な要素として、①地域固有の資源を活用した体験メニューの提供、②地域が一体となった受入体制の構築、③受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質のフォロー等を図るコーディネートの存在の3点が既存研究において指摘されている<sup>1)</sup>。この3つの要素については、行政主体の受入組織の事例が分析されたものであり、住民主体の受入組織に関する分析は既存研究では行われていない。また、この3要素に関連して、行政主体か住民主体かといった受入組織の違いにより、受入組織の持続性は大いに異なると考えられる。その理由として、以下の点が指摘できる。組織運営は、主導する担い手、すなわちリーダーの理念によるところが大きく、行政主体の場合、担当職員の異動等により主導體制に変化が生じ、一貫した組織体制が実行できないと考えられる。これに対し、住民主体ではリーダーが変わらなければ、組織体制が大きく変わることはないと考えられる。また、地方自治法にて営利活動の制約がある行政において受入組織の運営・展開は容易ではない。従って、住民主体の受入組織がコミュニティビジネスとして成立できれば、体験教育旅行の持続性は高まることが期待できる。

そこで、本章では、住民主体の体験教育旅行の受入組織の対内的機能が成立し、持続するための課題を受入組織の体制整備に必要な要素①~③の点において行政主体の組織と比較することで明らかにする。行政主体の事例には滋賀県蒲生郡日野町を用い、住民主体の事例には東近江市を用いる。この両者は、地理的に隣接し、体験教育旅行の開始時期もほぼ同じである。従って、社会的背景の共通性が高く、それにより生じる差は小さいと考え

られる。全国的にもこのような地域は珍しい。なお、分析に用いるデータは、2011年8月から2013年9月の期間に複数行った各市町の受入組織、行政、受入家庭へのヒアリング調査から得ている。

## 第2節 両地域における体験教育旅行の受入組織の展開過程

### (1) 日野町の体験教育旅行

日野町での体験教育旅行の受入事業は、第1章第4節(2)で前述した農林業問題を解決するための手段として実施されている。すなわち、町がグリーン・ツーリズムを新産業として提起しており、その解決策、つまり地域活性化策の1つとして展開しているということである。

2008年、日野町商工観光課に事務局を置く「三方よし！近江日野田舎体験推進協議会（以下、日野協議会）」が設立されている。この協議会の事務局は、臨時雇用者1名と行政職員2名が担当しており、この3名により受入家庭の確保や説明会・研修会等の開催といった、体験教育旅行の対内的機能が実施されている（図3-1）。

日野町の体験教育旅行の受入実績は、2009年に子ども農山漁村交流プロジェクトの一環として1校（189人）の受入から始まり、2010年7校、2011年15校と着実に受入規模を拡大し、2013年には21校（約3,500人）を受入れている（表3-1）。これに伴い、受入家庭数は毎年150戸程度確保されており、そのうち1~2割は非農家である。

### (2) 東近江市の体験教育旅行

東近江市での体験教育旅行の受入は、2010年、日野町からの要請で、市を介して、図3-1に示す住民主体組織の東近江ハンドシェイク協議会が受入組織として応じたのがきっかけ

表 3-1 日野町の体験教育旅行の受入実績

	受入人数 (単位：人)	受入校数 <sup>1)</sup> (単位：校)	受入家庭数 <sup>2)</sup> (単位：戸)	農家民宿数 (単位：戸)
2009年	189	1	46	
2010年	1,250	7	125	6
2011年	2,450	15	182	1
2012年	2,950	19	155	6
2013年	3,500	21	152	8
合計	10,339	63	-	21

資料：日野町商工観光課、及び三方よし！近江日野田舎体験推進協議会へのヒアリング調査に基づき筆者作成。

註 1：受入校数には、外国人体験教育旅行や高校生の宿泊農林業体験も含まれている。

註 2：受入家庭数については、協議会が毎年、新規に受入家庭を確保し、登録している。これは、継続して毎年、受入れる人はいないと協議会が考えているためである。そのため、実際には受入可能であろう受入家庭数は毎年増加しているものと推測できる。

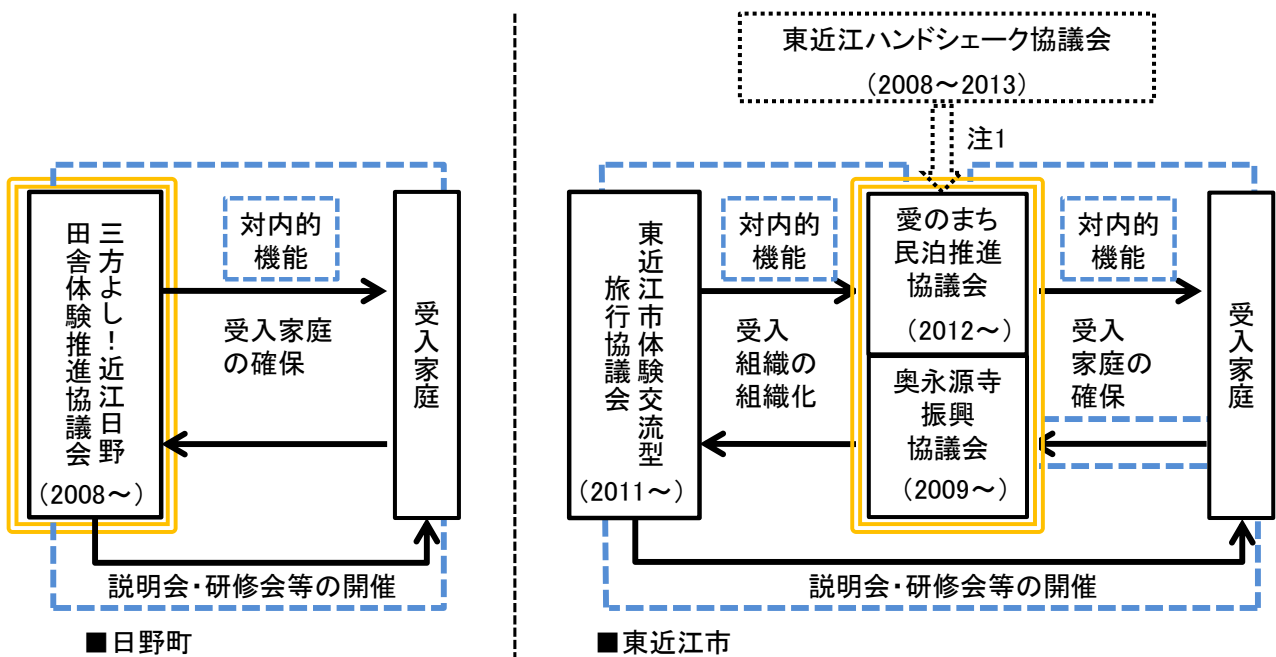


図 3-1 日野町と東近江市の体験教育旅行の対内的機能の構造

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

注 1) 東近江ハンドシェーク協議会の発展的解消により、2013年から愛東地区での受入組織は愛のまち民泊推進協議会となっている。また、これらの事務局は、愛のまちエコ倶楽部が担っている。

注 2) 図の ( ) 内の数字は運営期間、2重線で囲んでいる組織は体験教育旅行の受入組織を示している。

である。受入家庭からの評判が良好であったことを受け、2011年、東近江市観光物産課に事務局を置く「東近江市体験交流型旅行協議会（以下、東近江市協議会）」が設立された。

東近江市での受入体制は図3-1に示す通りである。東近江市協議会は主に対外的機能を担っているが、一部、対内的機能も有している。これらの業務は、行政職員1名と臨時雇用者1名により遂行されている。また、対内的機能である受入家庭の確保については、愛東地区では「愛のまち民泊推進協議会（以下、愛のまち協議会）」、永源寺地区では「奥永源寺振興協議会（以下、奥永源寺協議会）」が行っており、両地区においては、これらの組織が本研究でいう住民主体の受入組織となる。なお、愛のまち協議会とは、東近江市、とりわけ愛東地区の地域活性化を目指して設立された東近江ハンドシェーク協議会から2012年、民泊部門が独立して出来た組織である。また、奥永源寺協議会とは、自治機能低下防止と地域の活性化を目指し、2009年に設立された全7集落から成る住民自治組織である。

東近江市の体験教育旅行の受入実績は、2010年1校（66人）、2011年4校、2012年3校、2013年3校（225人）を受入れている。2013年の各地区の実績は、愛東地区が3校（143人）、永源寺地区が2校（70人）である（表3-2）。また、受入家庭数は、愛東地区で46戸、永源寺地区で25戸が確保されている。

**表 3-2 東近江市の体験教育旅行の受入実績**

	受入校数 (単位：校)	受入人数 (単位：人)			受入延世帯数 (単位：戸)			農家民宿数 (単位：戸)
			永源寺	愛東		永源寺	愛東	
2010年	1	66	33	30	20	11	9	3
2011年	4	283	135	148	82	37	45	
2012年	3	342	126	176	105	40	51	1
2013年	3	225	70	143	61	19	39	
合計	11	916	364	497	268	107	144	4

資料：東近江市体験交流型旅行協議会へのヒアリング調査に基づき筆者作成。

### 第3節 行政主体・住民主体別にみた受入組織の3要素に関する比較

本節では、体験教育旅行の受入組織に求められる3つの要素、①地域固有の資源を活用した体験メニューの提供、②地域が一体となった受入体制の構築、③受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質のフォロー等を図るコーディネート役の存在について、行政主体と住民主体別にみた受入組織間の比較を行う。

#### (1) 行政主体・住民主体別にみた体験メニューの提供に関する比較

まず、①地域固有の資源を活用した体験メニューの提供について整理すると、表3-3の通りとなる。体験教育旅行で重視される体験メニューとして、郷土料理の提供や地域の伝統や文化、生活様式等の地域固有の資源を伝える取組が推奨されている<sup>2)</sup>。日野町では、日野協議会のガイドライン等での明記に加え、日野協議会の主催するスキルアップ講習会や実践研修等が年10回も行われている。これらの取組を通して、「鯛そうめん」や「丁稚羊羹」等の郷土料理の体験メニューが定着しており、日野協議会主催の講習会等が受入家庭での地域固有の資源の提供に貢献していることがわかる。一方、東近江市では、東近江市協議会のガイドライン等で情報提供は行っているが、地域固有の資源の活用を意識した講習会は必ずしも毎年開催されている訳ではない。東近江市の体験メニューの内容は、両地区の住民主体の受入組織に任せられている。両地区では、特に統一的なメニューはなく、どのようなメニューを提供するかは、各受入家庭に任せている。結果として、地域固有の資源の提供は日野町よりも相対的に低いといえる。

こうした講習会等を実施するためには、資金及び講師の情報等が必要となる。すなわち、事業予算を持ち、情報ソースをより豊富に有する行政主体の方が優位といえる。また、学校側の要望の1つに、各受入家庭のサービス水準の統一化を求める声があることも事実である<sup>3)</sup>。定期的な勉強会や講習会は、これらの要望に応え、提供されるサービス水準の統一

表 3-3 受入組織の主体別にみた「地域固有の資源を活用した体験メニューの提供」に係る特徴

主体		行政主体	住民主体
自治体		日野町	東近江市
受入組織		日野協議会	愛東地区 2010～2012：東近江ハンドシェーク協議会 ↓ 2013～：愛のまち民泊推進協議会
事務局		商工観光課	愛のまちエコ倶楽部
郷土料理や地域の伝統や文化に関して	ガイドライン	◎	◎
	講習会等	・日野協議会主催 ・スキルアップ講習会や実践研修を年10回開催	・東近江市協議会主催 ・勉強会を年1回開催
受入家庭での活用実態		「鯛そうめん」、「丁稚羊羹」等の郷土料理等の体験メニューの定着へ	・統一的な体験メニューはない ・各受入家庭の考えに任せられている
受入家庭での郷土料理や地域の伝統や文化等の提供		◎	△（提供する意識は相対的に低い）

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

表 3-4 受入組織の主体別にみた「地域が一体となった受入体制の構築」に係る特徴

主体	行政主体	住民主体
自治体	日野町	東近江市
受入組織	日野協議会	愛東地区 2010～2012：東近江ハンドシェーク協議会 ↓ 2013～：愛のまち民泊推進協議会
活動領域	昭和合併村単位	市町村合併前の旧町
受入家庭数	150戸程度/毎年	46戸
農家民宿数	21戸	4戸
活動範囲内の受入規模	8クラス程度	最大2クラス
雇用者	1名	0名
受入家庭に関わっている人物	臨時雇用者1名 行政職員2名	4名 愛のまちエコ倶楽部（事務局）
受入家庭の調整	行政職員が調整	地区の受入組織が調整
連携の程度	強い - 注)	弱い 住民感情の面から難しく、十分に取れていない - 強い - 特に小学校区ではより強い

資料：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

注：日野町では、日野協議会が直接、各受入家庭を調整しているため、地区単位での受入組織は存在しない。

に貢献していると考えられる。従って、この点においても行政主体の方が優位であるといえる。

## (2) 行政主体・住民主体別にみた受入組織の体制作りに関する比較

次に、②地域が一体となった受入体制の構築についてみると、表 3-4 の通りに整理できる。日野町の受入家庭数は約 150 戸と、1 回の受入で 8 クラス程度の大規模校にも対応できる体制が構築されている。一方、東近江市では、愛東地区 46 戸、永源寺地区 25 戸であり、受入が最大で 3 クラスまでに制限されているため、大規模校への対応が出来ない。また、農家民宿数をみると、日野町では 21 戸、愛東地区では 4 戸登録されているが、永源寺地区での登録はない。行政主体と住民主体別の受入家庭数と農家民泊数に違いが生じる理由として、両事例の理念の違いを指摘できる。つまり、前節で述べた通り、日野町では、行政の危機感から始まり、受入組織が出来るだけ産業として持続する方向で体験教育旅行の取組を位置付けているのに対して、東近江市では、住民の意向に添う形で体験教育旅行の受入が始まり、各地区の地域づくりの一環とする位置付けになっているからである。

また、受入家庭の普及に関わっている中心人物をみると、日野協議会では、3 名が職員として担当しているのに対して、愛のまち協議会では、住民 4 名が担っており、雇用者は置かれていない。また、奥永源寺協議会にも雇用者はおらず、中心的に活動を行っているのは住民 1 名の他に、体験教育旅行に係る清算業務を別の 1 名が担っている。東近江市の愛東地区と永源寺地区の中心人物は、皆ボランティア的な活動である。よって、事務、会計、地域内の調整、受入家庭の確保等の役割が求められる対内的コーディネーター役には、受入規模によって異なるが、最低 3 名前後の人材が必要と考えられる。この雇用者の人件費は、日野町では、2009~2010 年ふるさと雇用、2011 年からは町の委託事業から確保されている。一方、愛東地区では、事務局を担う愛のまちエコ倶楽部は市の指定管理者組織として市からの支給を受けている<sup>4)</sup>。これらの事例から受入組織の人件費については、主体別の差はな



く、体験教育旅行では、雇用者確保のために公的財源の確保が事業の持続条件になると指摘できる。逆にいえば、事務局の人件費は、手数料収入で賄えればよいのであるが、両市町程度の受入規模では、その費用を確保することが困難であることを両事例は示唆している。受入組織が受取る手数料収入を2013年の実績から推計すると、日野協議会は約1,300円/人×約3,500人=約455万円、愛のまち協議会は300円/人・泊×(92人+51人×2泊)=58,200円、奥永源寺協議会は300円/人・泊×(34人+36人×2泊)=31,800円となり<sup>5)</sup>、3つの受入組織ともに3名分の人件費を捻出することは不可能である。また、人件費以外の事業費に係る財源は、日野町では、日野協議会の活動費が2008~2012年は国庫補助金から確保されており、2012年からは町の委託事業費を活用している。一方、東近江市愛東地区では、愛のまち協議会の前身である東近江ハンドシェーク協議会は、2011~2012年は国庫補助金を活用していたが、本補助金がなくなると同時に発展的解消を行っている。なお、東近江ハンドシェーク協議会の体験教育旅行の担当者は、2012年より東近江市協議会で中心的役割を担っている。また、東近江市協議会の事業費の財源は、2012年には市からの補助金以外に国庫補助金も活用していたが、2013年からは市の補助金のみで活動している。以上のことより、両市町の協議会の事業費は、出来る限り国庫補助金を活用することとしており、国等からの補助金がなくなった時点で市町からの補助金で活動していることがわかる。つまり、行政の支援なしでは事業活動の持続が困難であり、運営費の側面からも住民主体での運営では難しいことが明らかとなった。

また、地域が一体となった受入体制構築の状況について検証すると、行政職員が受入家庭の調整を行っている日野町では、行政と受入家庭は二者間関係にあり、強い連携が形成されていることが確認できた。一方、東近江市の場合、受入家庭と受入組織は二者間関係にあり、強い連携が形成されてはいるが、地区を超えた受入組織間の連携については、住民感情の面から難しく、十分とはいえないことがヒアリング調査から明らかとなった。また、ここでいう受入組織の範囲としての地区とは、愛東地区は旧愛東町全域に相当する旧

町単位であるが、永源寺地区は旧永源寺町の一部である政所小学校区である。更に、愛東地区を詳細にみると、小学校区を超えた対内的機能の発揮は難しいことがわかっている（坊ら、2013）。従って、住民主体でコーディネートできる範囲は小学校区と考えられる<sup>6)</sup>。

### (3) 行政主体・住民主体別にみた受入組織のコーディネートに関する比較

最後に、③受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質のフォロー等を図るコーディネート役の存在について検証する。コーディネート役を果たす中心人物についてみると、日野町では行政職員、東近江市愛東地区では元町長や公的組織の長を務めた経験のある人物、永源寺地区では地域づくりで長年、中心人物として活動してきた人物が担っていることがわかった。すなわち、住民主体の場合には、地域内でのリーダー層である人物がコーディネート機能を担っているといえる。また、東近江市において体験教育旅行の受入地区となるためには、10戸以上の受入家庭が集まる組織が地区にあることを条件としている。これは、1つの地区で最低でも1クラスの受入を条件としているため、体験教育旅行ならではの受入組織の条件といえる。従って、10戸以上の家庭をまとめる程の力量を持つコーディネート役の存在が受入組織には必要となる。コーディネート機能を果たせる人物がない限り、住民主体の受入組織を成立させることは難しいことがわかった。

また、受入家庭数の多少により、受入可能な学校の規模に違いがあることは、前述の表3-4でも触れたが、このことにより、東近江市では、同市だけで1つの学校を受入れられないこともある。その場合には、日野町等と共に受入れるようにしている。すなわち、大都市圏等の大規模校を受入れていくには、行政主体のリーダーシップによる受入組織の増加、または、近隣市町村との連携を図ることが必要だと考えられる。

## 第4節 住民主体の受入組織における対内的機能の課題

行政主体と住民主体との受入組織に関するこれまでの比較分析を踏まえ、体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題をまとめると、以下の通りである。

①地域固有の資源を活用した体験メニューの提供については、第 1 に地域資源を活用したメニューの提供水準が行政主体に比べて相対的に低いこと、第 2 に講習会の開催に係るノウハウや資金不足の課題が指摘できる。次に、②地域が一体となった受入体制の構築については、第 1 に事業費や人件費の確保が困難であること、第 2 に小学校区を超えた活動は難しいこと、第 3 に地区の受入組織間の連携が十分に取れていないことの課題が指摘できる。次に、③受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質のフォロー等を図るコーディネート役の存在では、大規模校の受入を行うには、行政の強力なリーダーシップによって受入組織を増やすと同時に近隣市町村との連携を図り、大規模校の受入にも対応できるような受入家庭の確保が必要であることが指摘できる。

以上の課題が明らかとなったが、逆に事例分析から、行政の力によって課題①、②はフォローが可能であることが示された。これらの点を踏まえつつも、住民主体の受入組織が出来る限り自立するためには、事務局機能を担う人件費の確保が必要である。手数料収入を主財源とする体験教育旅行では、受入人数を増やすことが必要であり、③が重要となるが、この点については、今回の対象とした 2 事例でも不十分であった。受入人数を増やすためには、市町村域を超えた連携も視野に入れる必要がある。そうすると、ますます住民主体の受入組織がボランティア的な要素で成立し続けることは難しく、ビジネス的に展開することが必要となる。そのためには、住民の力を活用しつつも行政の力を利用する第 3 セクター方式が望ましいと考えられた<sup>7)</sup>。

註

- 1) 鈴木 (2009) p.42, p.54, 農山漁村文化協会 (2008) pp.14-16, pp.28-29, 農林水産省 (2008) pp.6-10, p.20, pp.22-23, pp.35-37, pp.43-44 を参照.
- 2) 鈴木 (2009) pp.45-46, 農林水産省 (2008) pp.22-23 を参照.
- 3) 農林水産省 (2008) p.22 を参照.
- 4) なお参考までに, 東近江市協議会の雇用者 1 名は, 元東近江ハンドシェーク協議会職員で, 東近江ハンドシェーク協議会職員時の 2010~2011 年にはふるさと雇用, 2012 年には市の緊急雇用, 2013 年からは市の臨時職員として雇用されている.
- 5) なお参考までに, 東近江市協議会の 2013 年における手数料収入は 546,425 円となっている. また, 受入家庭には協議会から, 田舎生活体験料として日野町では 5,000 円/泊・人, 東近江市では 5,000 円/泊・人, 体験指導料として日野町では 4,000 円/半日, 東近江市では 5,000 円/半日が支払われている.
- 6) 第 2 章の受入開始時期別にみた居住地の二者間関係にて, 学区外の二者間関係は毎年平均的な割合で確保されていると述べている点に関して, 小学校区を超えた勧誘が可能ではないかという指摘があるかと思うが, これは愛東地区におけるコーディネート役のキーパーソン 4 名のうち 2 名が元町長夫婦という特別な人物により小学校区を超えた勧誘が可能となっていることが確認できる. そのため, 小学校区を超えたコーディネートが困難であるといえる.
- 7) 広域的な市町村を包括する受入取組としては, 南信州観光公社が参考となる. 2009 年には, 体験教育旅行の受入校数 110 校 (約 15,000 人) の受入は飯田市を含む下伊那地域の 15 市町村で実施している (南信州観光公社の提供資料より).

## 終章 要約と結論

1992年に我が国でグリーン・ツーリズムが政策用語として提起されてから早20年が過ぎた今日、過疎化・高齢化により農村が抱える多くの深刻な問題が顕在化している。これらの問題を解決するため、グリーン・ツーリズムに取り組む地域が多くみられ、地域の実情に合わせて、この20年の間に多様な形態の取組へと発展している。その1つに農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行がある。

学校教育で生きる力が重視される中、2008年、総務省・文部科学省・農林水産省の3省連携で子ども農山漁村交流プロジェクト事業が開始され、先進地が牽引する形で全国各地において体験教育旅行の受入に取り組む地域が急増している。なお、鈴木（2009：p.41）は小中学生を対象とした農家民宿・民泊を含む一連の農林漁業体験プログラムを体験教育旅行と位置付けており、本研究でもこの定義に沿った体験教育旅行の取組を分析する。

本研究では、農村での体験教育旅行の受入が持続するための要件を研究する目的で、農村での受入家庭の確保を担う受入組織の在り方について考察する。体験教育旅行の持続的な受入には、住民の主体的な関与・参画が不可欠であるため、本研究では、住民主体と行政主体の受入組織を比較する方法で行う。事例として住民主体には愛のまち協議会と奥永源寺協議会を用い、行政主体には日野協議会を用いた。両事例は、地理的に隣接し、体験教育旅行の開始時期もほぼ同じである。従って、社会的背景の共通性が高く、それにより生じる差は小さいものと考えられる。全国的にもこのような地域は珍しいため、研究対象として妥当であると判断した。

第1章では、農村の過疎化・高齢化等に伴い、地域のコミュニティ機能の低下や農業・農村が有する多面的機能の低下という深刻な現状を整理した上で、これらの解決策として、主に危機感を持った行政主導によるグリーン・ツーリズム、その中でも農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行に取り組む地域が増加していることを確認した。農家民宿の先駆的

事例である大分県安心院町での農村民泊以降、農家民宿に係る各種規制緩和が進み、規制緩和に対応した農家民宿や都道府県レベルで許可されている農家民泊を活用した体験教育旅行の受入に取り組む地域が増加している。特に、2008年、総務省・文部科学省・農林水産省の3省連携で子ども農山漁村交流プロジェクト事業が開始されて以降、農家民宿・民泊を活用した体験教育旅行に取り組む地域が急増している経緯と現状を整理した。また、体験教育旅行の受入の目的が、教育現場サイドでは生きる力の育成、農村サイドでは地域活性化対策であることも確認した。体験教育旅行の受入時には、最低でも1クラス分の受入家庭の確保が必要であり、農村側の受入窓口として受入組織の存在が必須である。受入組織の役割には、地域内の受入家庭の組織化等を実施する「対内的機能」と外部との交渉を行う「対外的機能」とがあり、対内的機能を持つコーディネート組織を本論文では分析対象とする。この受入組織を「体験教育旅行の受入開始時の主導」と「受入組織の主体」の観点から整理し、受入組織を4つに分類した。すなわち、第1に行政主導で開始し、行政主体の受入組織、第2に行政主導で開始後、住民主体の受入組織、第3に住民主導で開始し、行政主体の受入組織、第4に住民主導で開始後、住民主体の受入組織である。第1は日野協議会、第2は体験教育旅行の先進地である飯田市や宇佐市安心院町の受入組織、第3は東近江市協議会、第4は愛のまち協議会と奥永源寺協議会が該当している。最後に、滋賀県における体験教育旅行の受入家庭を分類し、農林漁業や農村の体験を提供する非農家を含む農家民宿・民泊等についても本論文では受入家庭と表現を統一することとした。

第2章では、住民主体の受入組織である東近江ハンドシェーク協議会のうち滋賀県東近江市愛東地区を事例に、体験教育旅行における受入家庭の勧誘経路、受入家庭の普及と住民間の日常的な活動との関わりを分析することで、住民主体による受入家庭の普及過程を明らかにした。まず、受入家庭の勧誘経路は、主に少数のコーディネート役のキーパーソンと勧誘される世帯との二者間関係により成立しており、この4名のキーパーソンの勧誘行為に焦点をあて、各々の二者間関係について詳細に分析を行った。その結果、愛東地区

では、元町長夫婦という特別なキーパーソン2名の存在により、日常的なつながりが弱い、主にボランティア的活動による二者間関係を活用し、リーダー層としての使命感によって受入家庭の普及につながっていることを示した。次に、受入開始時期別にみた普及における二者間関係の分析より、1年目には自発的に開始したキーパーソン4名の他、彼らの個人的つながりで同一集落内に居住する二者間関係で受入家庭の普及が始まり、2年目には居住地の近接性よりも組織活動によって得た二者間関係で、3年目には同一学区内の個人的つながりの二者間関係で普及していることが明らかになった。以上の分析から、住民主体の受入組織において受入家庭の普及や組織化等を行うキーパーソンのコーディネート役が地域内で持つネットワークに頼るところが大きいこと、また、そのネットワークは同一小学校区内が有効であることが示唆された。だが一方で、住民主体の受入組織はコーディネート役のキーパーソンによるボランティア的活動に負うところが大きいことから、長期的に取組を持続させていけるかという部分に問題があることも示唆された。

第3章では、東近江ハンドシェーク協議会の解散後に出来た愛のまち協議会と奥永源寺協議会という住民主体の受入組織と、日野協議会という行政主体の受入組織について受入組織の体制整備に必要な3要素の視点から比較分析することで、体験教育旅行の受入組織の対内的機能が成立し、持続するための課題を明らかにした。なお、受入組織の体制整備に必要な3要素は、①地域固有の資源を活用した体験メニューの提供、②地域が一体となった受入体制の構築、③受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質やフォロー等を図るコーディネート役の存在である。比較分析より、受入家庭への講習会や勉強会等の開催が①の地域固有の資源を活用した体験メニューの提供に貢献していることが明らかとなった。これらの講習会等を実施するためには、資金及び講師の情報等が必要となるため、事業予算を持ち、情報ソースをより豊富に有する行政主体の方が住民主体より優位であるといえた。②の受入組織の体制作りにおいては、受入組織の産業としての持続を目標に位置付けている行政主体の日野協議会の方が、各地区の地域づくりの一環として受入組織を位

置付けている住民主体の愛のまち協議会及び奥永源寺協議会よりも大規模校の受入可能な受入家庭数を確保していた。更に、地域が一体となった受入体制構築の状況に関しては、愛のまち協議会及び奥永源寺協議会では、旧町単位である地区を超えた連携は十分にはなされておらず、小学校区を超えた対内的機能の発揮の難しさが指摘できた。また、受入家庭のコーディネート役には、事務、会計、地域内の調整、受入家庭の確保等の役割が求められる、受入規模によって異なるが、最低 3 名前後の人材が必要である。これら人材の人件費については、主体別の差はなく、体験教育旅行では、雇用者確保のために公的財源の確保が事業の持続条件になる。この人件費を主な収入源にあたる手数料収入で賄うためには、年間 20 校程度の受入では困難である。事業費の面でも、行政の支援なしでは事業活動の持続が困難であり、住民主体での運営では難しいことが明らかとなった。③の受入家庭の数を確保して、ホスピタリティの質やフォロー等を図るコーディネート役の存在においては、東近江市の住民主体の受入組織では、地域内でのキーパーソンが、10 戸以上の受入家庭をまとめるコーディネート役を果たしていることが示唆された。また、大規模校の受入にあたり 1 つの地域で受入不可能な場合には、行政主体のリーダーシップによる受入組織の増加、または、近隣市町村との連携を図ることが必要であると考えられた。以上のことより、住民主体の受入組織が成立し、持続する可能性は、活動範囲、人材面、資金面の制約から行政主体よりも低いと考えられた。しかし、地域ぐるみで行う住民主体の体験教育旅行の受入は、農村社会で危惧されている地域のコミュニティの維持・再生には有効であり、コミュニティビジネスよりも地域づくりの一環として取り組まれていることが確認された。

これらを踏まえると、体験教育旅行の受入は、地域固有の資源を活用し、かつ農業・農村が有する多面的機能を活用するという性格を有することより、コミュニティ機能の低下抑制につながる事業であるといえ、地域づくりの一環で実施している実態が明らかとなった。本事例より体験教育旅行の受入における志向をまとめると、終表のように整理することができる。つまり、行政主体の受入組織がある日野町ではコミュニティビジネスの側面



終表 体験教育旅行の受入における志向

	受入組織の領域	人口 (世帯数)	受入家庭数 /世帯数	農家民宿 /受入家庭	体験教育旅行の 受入における志向	
					地域コミュニティ 維持・再生	コミュニティ ビジネス
日野町	町	22,870人 (7,678世帯)	2.0%	14.0%	弱い	強い
愛東 地区	旧町	5,387人 (1,451世帯)	3.2%	8.5%	↑ ↓	↑ ↓
永源寺 地区	小学校区	422人 (175世帯)	14.3%	0%	強い	弱い

資料:本研究に基づき筆者作成.

が強く、住民主体の受入組織がある愛東地区、特に限界集落を抱える愛東地区では地域コミュニティ維持・再生の側面が強く、地域づくりの一環であるといえる。また、日野町と永源寺地区の間である愛東地区では、受入組織とリーダー層はビジネス志向を見据えたコミュニティビジネスの側面がある一方で、受入家庭は地域づくりの側面での受入であるため、受入目的に乖離があることが明らかとなった。また、住民主体の普及過程からは、2年目の組織活動による二者間関係による勧誘が受入家庭の普及に効果的であったことがわかった。つまり、この組織活動による二者間関係という特性を有することは地域のコミュニティの結束強化に果たす役割が大きく、短期間での普及拡大が可能となっている要因であると考えられた。また、住民主体の受入実態は二者間関係のコーディネートによる普及と一度受入家庭になった世帯が次年度も継続して受入家庭になっているという実態より、受入家庭の質を向上させつつ、また、受入の継続性につながっているといえる。一方、行政主体の普及は募集や説明会にて受入家庭となった世帯以外は、コーディネート役である行政職員の一本釣りの勧誘、つまり、行政職員と受入家庭との弱い個人的つながりによる勧誘であるといえる。これは、行政が地域づくりというコンセンサスを住民と共有し、事業を実施しているため、弱い個人的つながりによる勧誘による普及が可能となっていることがわかった。他方で、地区の受入組織を介さない、協議会と受入家庭の二者間関係によ

るコーディネーターは地区により受入家庭の分布濃度にバラつきがあり、地区のコミュニティ機能の維持・再生面においては低いと考えられる。

以上のことを踏まえると、行政主体の体験教育旅行の受入は、コミュニティビジネスの側面が強く、地域振興策の 1 つとして実施であることから、事業の持続性が考えられた受入体制の構築が行われていることが明らかとなった。一方で、住民主体の受入は、地域のコミュニティ維持・再生、つまり地域づくりの一環の側面が強く、コミュニティビジネスよりも主に小学校区を範囲とした地域づくりの要素が強いことが明らかとなり、農村社会で危惧されている地域のコミュニティ機能の低下に対して抑制効果があるといえる。つまり、地域づくりの一環というコンセンサスの共有がある二者間関係のコーディネーターによる普及と二者間関係を活用した地域内のコーディネーター能力の高さという特徴を有しているため、短期間での高い普及効果の発揮が指摘でき、故に持続的な取組につながることを示唆することができる。

地域のコミュニティ維持、存続に関しては、事業の持続性が重要となってくるが、今後の農村社会を待ち受けている更なる人口減少かつ高齢化を考慮すると、安定的な受入家庭数の確保の面で問題がある。現在の先進地でも受入家庭の高齢化により、受入を辞退する受入家庭の存在を軽視することは出来ない現状がある。つまり、体験教育旅行における持続的な受入事業の展開においては、受入家庭の普及に面では住民の力を最大限に活用しつつ、他方で、受入家庭数の不足に対応すべく近隣地域との受入の連携が必要となる場合、行政の仲介支援が必要となってくる。また、組織運営面では行政の継続的な支援が必要であり、住民が行政と連携を行うことで解消されることもあることが示唆された。従って、地域の特色を生かした 1 つの小さな活動が、点で終わるのではなく、線や面という重層的な活動への展開は、体験教育旅行の受入事業の持続化において必要不可欠であり、重層的な活動をコーディネーターでき、かつ、持続性のある受入組織の存在が重要であるといえる。そのためには、住民主体の受入組織が出来る限り自立する必要がある、その受入組織の事

務局機能を担う人件費の確保のために、より多くの受入数に対応可能な受入体制の構築とビジネス的に展開することが必要となるため、広域の受入地域を想定したコミュニティビジネスが展開できる第 3 セクター方式の受入組織が望ましいと提案することができた。このようになるためには、近隣市町村との強力な連携が必要不可欠であると思われる。この連携をめぐる課題や方向性の検証は今後の課題としたい。

## 初出一覧

本論文に収録した論文は、既発表の論文を基に、すべての論文に加筆修正を行っているが、初出一覧は以下の通りである。

### 第2章

著者名：坊安恵・中村貴子

題目：体験教育旅行における受入農家民泊の普及に関する研究

- 滋賀県東近江市愛東地区を事例として -

公表の方法：農林業問題研究 49(2), 179-184

公表年：2013年

### 第3章

著者名：坊安恵・中村貴子

題目：体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題

- 行政主体の受入組織と比較して -

公表の方法：農林業問題研究 50(2), 9-4

公表年：2014年

## 参考・引用文献一覧

- 青木辰司（2004）『グリーン・ツーリズム実践の社会学』，丸善株式会社。
- 青木辰司（2010）『転換するグリーン・ツーリズム』，学芸出版社。
- 大江靖雄（1997）「民宿農家の経済特性と機能」，『1997年度日本農業経済学会論文集』，118-120。
- 小椋唯一（2008）『『ふるさと子ども夢学校』は、子どもと農山漁村に変化を求めている』，『食料・農業・農村 21世紀の日本を考える』，第42号，農山漁村文化協会，pp.12-18。
- 小田切徳美編（2013）『農山村再生に挑む - 理論から実践まで - 』，岩波書店。
- 近畿子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会（2011）『「子ども農山漁村交流プロジェクト」リレーシンポジウム in 近畿」報告書』。
- （財）都市農山漁村交流活性化機構（2010）『平成21年度小学校におけるふるさと生活体験活動の取組事例集-受入地域との協同による実施までの要点と教育的な効果-』。
- 佐藤真弓（2008）「学校教育における農業・農村体験の展開と課題」，『2008年度日本農業経済学会論文集』，194-201。
- 佐藤真弓（2009）「グリーン・ツーリズム農政の展開と農家民泊」，『2009年度日本農業経済学会論文集』，378-385。
- 佐藤真弓（2010）『都市農村交流と学校教育』，農林統計出版。
- 滋賀県農政水産部農村振興課（2008）『農家民宿開業の手引き』。
- 時代・明石要一（2011）「体験活動の効果および評価のあり方に関する一考察 - 子どもの体験活動事例を追って - 」，『千葉大学教育学部研究紀要』，第59巻，pp.167-173。
- 陣内義人（1990）「農業のもつ教育力」，今村奈良臣・吉田忠編，七戸長生・永田恵十郎・陣内義人著『食糧・農業問題全集 8 農業の教育力 - 人と自然を活かす道 - 』，農山漁村文化協会，pp.211-288。
- 鈴村源太郎（2009）「小中学生の体験教育旅行受け入れによる農村地域活性化」，『農林水産政策研究』，第15号，41-59。
- 鈴村源太郎・中村敏郎（2010）「小学生を対象とした農林漁家宿泊体験の実態と効果」，『2010年度日本農業経済学会論文集』，228-235。
- 鈴村源太郎編著（2013）『農山漁村宿泊体験で 子どもが変わる 地域が変わる』，農林統計協会。
- 関田貴史・畑裕介・畦浩二（2013）「兵庫県自然学校のプログラムタイプが児童の生きる力に及ぼす影響 - 生きる力を構成する下位尺度の相関関係に注目して - 」，『大阪教育大学紀要』，第IV部門，第61巻，第2号，pp.41-50。
- 全国農業協同組合中央会・社団法人全国農協観光協会（2009）『平成20年度 JA 食農教育・都市農村交流 実践事例集〈実務マニュアル〉特集 JA 子ども交流プロジェクト - 成功のキーワード - 』
- 玉井康之（2006）「財政構造再編下のへき地地域の活性化と学校・教育の役割」，『へき地教育研

- 究』, No.61, pp.57-62.
- 中尾誠二 (2008) 「農林漁家民宿に係る規制緩和と民泊の位置付けに関する一考察」, 『2008 年度日本農業経済学会論文集』, 186-193.
- 中尾誠二 (2009) 「規制緩和型農林漁家民宿に関する一考察」, 『2009 年度日本農業経済学会論文集』, 386-393.
- 永田恵十郎 (1990) 「自然・農業と人間」, 今村奈良臣・吉田忠編, 七戸長生・永田恵十郎・陣内義人著『食糧・農業問題全集 8 農業の教育力 - 人と自然を活かす道 - 』, 農山漁村文化協会, pp.125-210.
- 農山漁村文化協会 (2008) 『21 世紀の日本を考える No.42 子ども農山漁村交流プロジェクト - 成功させるための“受け皿”づくり - 』.
- 農林水産省農村振興局 (2008) 『農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き～子ども農山漁村交流プロジェクト推進に向けて～』.
- 農林水産省 (2012) 「地域資源を活かした農村の振興・活性化」, 『平成 23 年度食料・農業・農村白書』, 農林統計協会.
- 東近江ハンドシェーク協議会・株式会社農楽 (2008) 『平成 20 年度 東近江ハンドシェーク協議会 ふるさとづくり計画策定業務 報告書』.
- 藤村法子・水野雄希 (2012) 「『生きる力』を育む長期集団宿泊体験活動」, 『京都教育大学教育実践研究紀要』, 第 12 号, pp.231-240.
- 宮崎猛 (2000) 『農と食文化のあるまちづくり』, 学芸出版社.
- 宮崎猛編著 (2002) 『これからのグリーン・ツーリズム - ヨーロッパ型から東アジア型へ - 』, 家の光協会.
- 山田伊澄 (2008a) 「農業体験学習による子どもの意識・情感への影響に関する実証分析 - 実施場所の異なる都市地域の 3 つの小学校を対象として - 」, 『農林業問題研究』, 第 171 号, 326-336.
- 山田伊澄 (2008b) 「農業・農村体験による子どもの気分状態変化に関する分析」, 『農林業問題研究』, 第 170 号, 181-184.
- 嘉村友里恵 (2013) 「山村留学研究の動向と課題」, 『地域環境研究: 環境教育研究マネジメントセンター年報』, 5, pp.39-49.
- 若林憲子 (2013) 「グリーン・ツーリズム」の教育旅行による農家民宿・農家民泊受入と農業・農村の展開可能性」, 『地域政策研究』, 第 15 巻, 第 3 号, pp.159-179.

## 謝辞

京都府和束町の茶農家の両親の元に生まれ、自然豊かな和束町でのびのびと成長してきた私にとって、農村・農業は切っても切れない存在でした。高校3年生の進路を決める際、農業・農村、特に、生まれ育った和束の茶業をよくするために何か出来ることはないかと考えた末、京都府立大学農学部への進学を決意したことを今でも鮮明に覚えています。また、進学直後、当時助手であった段野貴子先生（現中村貴子先生）がピンチヒッターとして教壇に立たれていた講義にて、農業経営学に興味を示したことが、この道に進むきっかけとなりました。農業経営学研究室に所属する前から、宮崎先生には韓国の農村への視察、また、中村先生には舞鶴西芳寺平にて研究室で行っている棚田オーナー等農村での活動に同行させて頂き、農業経営学の魅力をご教授して頂きました。所属も両先生方には、現場の重要性をご教授して頂き、貴重な体験をさせて頂きましたこと、非常に幸せに思っております。特に、海外での農村視察は、非常に感慨深いものでありました。

本論文を作成するにあたり、本学農業経営学研究室の教授宮崎猛先生、准教授桂明宏先生、講師中村貴子先生の先生方には、終始変わらぬ懇切丁寧なご指導、ご鞭撻を賜りましたこと、また、素晴らしい研究環境を与えて頂きましたこと、心より感謝致します。特に本論文を仕上げるにあたり、私の至らない論文に辛抱強くご指導を頂いた宮崎猛先生には深く感謝しております。また、本論文の副査をお引き受け頂いた本学生命環境科学研究科の石井孝昭教授、並びに椎名隆教授に心から感謝を申し上げます。

また、同研究室で同じく博士課程後期を共にした片上敏喜さん、高田晋史さん、森下裕之さんには、私の不甲斐ない論文作成にお付き合い頂き、ありがとうございました。3者3様の考えに刺激を受ける日々でした。更に研究室の数多くの後輩にも、要所でフォローして頂いたことで、博士課程後期を乗り切ることが出来たと思っております。同

研究室のOB、千葉大学助教霜浦森平先生には、適宜適切なアドバイスを頂き、感謝しております。また、若手研究者として研究に邁進する隣の研究室のポスドク平野朋子さんには、よき姉貴分として研究に挫折しそうになっている私を叱咤激励し、支えて頂きました。大学での挙げきれない程多くの他研究室の先生や皆様の存在がなければ、今の私がこの場にいることが出来なかったと思います。本当にありがとうございました。

本論文は多くの方々のご協力なしには完成することはありませんでした。あいとうエコプラザ菜の花館館長増田隆様、奥永源寺振興協議会会長川上喜久雄様、東近江市観光物産課中村亨様、東近江市体験交流型旅行協議会事務局（元東近江ハンドシェイク協議会事務局）清水秀徳様、日野町商工観光課主任福本修一様、三方よし！近江日野田舎体験推進協議会コーディネーター中森雅之様、ヒアリング調査にお答え頂いた受入家庭の皆様、その他多くの関係者の方々に心から感謝の意を表します。皆様から懇切丁寧に体験教育旅行の実態をご教授して頂けたことで、本論文が完成したと言っても過言ではありません。

このように多くの方々のお力添えにより纏めることが出来た本博士論文ですが、これを機に今後もますます研究に精進しなければならないと気持ちを新たにしております。今後とも皆様からのご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、自由奔放に生きる私を愛情深く育て、また、今日に至るまで様々な面から温かく支えて頂いた両親、坊善之様、友子様、また、博士課程後期在学中、わが子同様愛情深く支えて頂いた妹背修様、啓子様ご夫妻に感謝しつつ、この場を借りて博士論文の完成を皆様にご報告致します。

2015年3月記